

渡島半島のアイヌ社会と民具資料収集者の視野

—旧開拓使函館支庁管轄地域を中心として—

大坂 拓

目次 はじめに

- 1 対象とする民具資料
 - 2 民具収集地の偏在と開拓使の民族統治
 - 3 収集された資料の組成と生業の実態
- さいごに

Key Words アイヌ民族 (Ainu)、北海道 (Hokkaido)、渡島半島 (Oshima Peninsula)

はじめに

本稿の目的は、北海道南部の渡島半島のうち、明治初期に開拓使函館支庁によって統治された地域を主な対象として、アイヌ民具資料の収集地、及び収集された資料の組成を年代別に整理し、文献資料との対比を通じて、資料収集の過程で作用した「バイアス」を検討することにある。

対象地域では19世紀前半から鯨漁等に従事する和人数漁業者の流入が急速に進行し、持ち込まれた伝染病の流行も加わってアイヌ民族⁽¹⁾の地域社会が深刻な打撃を被ったことが繰り返され指摘されており、河野常吉が記したように、「建網ヲ投シ漁利大ニ加ハリタルヲ以テ移住スルモノ倍々多ク、『アイヌ』ハ之レニ反シテ、或ハ病痾ニ斃レ或ハ離散シテ次第ニ其数ヲ減ス」(歌棄郡有戸村)(河野常吉他編 1987: 147)といった記述が多数残されてきた。明治に入っても人口減少傾向は続き、1854(安政元)年に対象地域全体で1,074人を数えた人口は約20年後の1873(明治6)年には751人に落ち込み、和人を含めた総人口101,168人⁽²⁾の僅か0.74%を占めるのみとなっていた。

圧倒的な少数者となったアイヌ民族は、1898(明治31)年には既に「全ク夷風ヲ脱シテ和俗ニ慣レ」(瀬棚郡)、「全然和風ニ化シ其女子服装容貌一見『アイヌ』タルヲ判シ難シ」(太樺郡)(河野常吉他編 1987: 29-41)と記される地域があるほど文化的「同化」程度が強いと

みなされてきたこともあって、民族学者・文化人類学者による言及は極めて少ない。

文献史学の分野でも、開拓使札幌本庁や同根室支庁管下にて目立った民族別統治政策が認めがたかったためか、「部落離散が、ここでは末期的段階(滅亡)にまで達していたと考えられる」(加藤 1980: 15)とまで言われてきた経緯があり、近年になりようやく、1882(明治15)年にアイヌ民族児童の教育を目的として設置された「遊楽部学校」の実態(小川 2007)や、遊楽部川におけるサケ漁規制に関わる移住者とアイヌ民族の関係(山田 2008)などが明らかにされ始めた段階にある。

筆者はここ数年にわたり、アイヌ民族の民具資料について属性分析の手法を用いて地理的・年代学的差異を検討し、いくつかの新たな知見を追加してきたが、収集された個別の品目を対象とするという枠組みでは、現存する民具資料が当時のアイヌ民族の生活を支えた物質文化総体の中のどの範囲を捉えているのかという問題に検討を加えることができない。明治以降150年間のアイヌ民族の歴史や文化がいわゆる「伝統文化」のみによって規定されるものではない以上、外部の収集者や研究者が異文化を収集・記述しようとする意図がアイヌ民族のいかなる部分を捉え、その意図が取りこぼされた部分はどこにあり、それはなぜ取りこぼされたのかという背景に考察を加えることは、残された資料群の位置づけを考えるために不可欠な作業と考える。

以上のような問題意識のもと、以下では第一に対象地

大坂 拓: 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター アイヌ文化研究グループ

(1) 本稿では、近世に「蝦夷人」「土人」として人別帳に編成され、明治期以降「古民」、「旧蝦夷人」、「旧土人」と呼ばれた人々をアイヌ民族と呼称する。上記の各種呼称は、いずれも長期間にわたってアイヌ民族に対する差別語として使用されてきた経緯を有するが、本稿では歴史的な背景を説明するため、引用文中ではそのまま用いた。

(2) この数値は本籍を有する者のみで、このほかに「他ヨリ寄留」が9,294人居住している。また、「他へ寄留」が2,488人数えられている(大蔵省 1885a: 582-585)。

同館が所蔵する収集当時の目録『澳国博覧会出品目録 八 北海道開拓使ヨリ差送ノ品』(以下『開拓使出品目録』)には、収集地として渡島半島西海岸の古平郡～太櫓郡までの地名が記入されているものがあるものの、資料点数が5点数えられながら収集地には4地点のみが挙げられているものや、収集点数が1点ながら現在は2点の資料に対応する情報が付属するものなどがあり、対応する資料の絞り込みは多くの場合で困難が伴う。そこで、対象地域を一部超えるものを含め、古平郡から太櫓郡に至る地域の記載がある全点を一覧とした(表1)。

これらのうち、「太櫓」の情報が付属している2本組の鉢巻(表1:16)は、「コンジ頭巾 マタムシ鉢巻 各二組 太櫓メノコ製作 四月廿日出来」と記載された紙片が結び付けられていることから、本来は頭巾と組をなしていたことが想定された。現在、「太櫓」の情報が付属する頭巾は無いが、筆者が同年代に収集された頭巾4点を調査したところ、うち1点の内側から「コンシ頭巾 新調二 太櫓郡メノコ製」と記された紙片を確認することができた。極めて類似した特徴を示す1点とともに先述した鉢巻2点と同時に製作された可能性が高いものと判断し、表に情報を加えた(表1:15)。その他、矢袋の中に「嶋牧」の紙片が結束されたもの(表1:4)、煙草入のうち資料内部に「瀬棚」と記入された紙片が納められたもの(表1:18)についても、同様に備考に記した。

『開拓使出品目録』に含まれる漁具「ヤマデ」(表1:34)には、「積丹郡里人製」との記載がある。同目録は、「マレッポ 里言鮭鈎」、「アツシ前掛 近来用ユルニ依テ方言ナシ」とあるように日本語北海道方言を「里言」、アイヌ語を「方言」と記載しており、アイヌ民族は「土人」としていることから、「里人」は北海道に居住していた和人のことを示すものと推測される。詳細な経緯は不明ながら現在に至るまでアイヌ民族資料として取り扱われているため(東京国立博物館 1992:208)、ひとまずここに含めておくこととしたものの、慎重な解釈が必要である。

(2) 八雲町収集資料(表2)

松前町教育委員会・森町教育委員会所蔵資料

松前町教育委員会所蔵の「ピリカ会」関係資料及び森町教育委員会所蔵の村岡チヤ旧蔵資料は、いずれも同会を主宰した村岡格が八雲町落部周辺で収集したものと推

測されてきた(北海道立アイヌ民族文化研究センター編 2005)。

松前町教育委員会所蔵資料312点中44点(14.1%)、森町教育委員会所蔵資料14点中2点(14.2%)には旧蔵者の姓を示すと見られるラベルが貼付されており、その多くが落部村及びその支村だった野田生に居住したアイヌ民族と一致する。森町教育委員会が保管する天目台(表2:45)の資料カードには、「本品の他、村岡チヤからの寄贈されたアイヌの資料は何れも森町沿岸一帯からのものである」との記載があるものの、現在の八雲町落部に住んだ弁開胤次郎の旧蔵であることを示すとみられる「弁」と書かれたラベル1点が確認されたため、これらも落部で収集されたものと判断するのが妥当だろう。ただし、こうした情報を伴う品目は漆器と捧酒箸に限られる点に注意が必要である⁽⁵⁾。

北大植物園・博物館所蔵資料

『アイヌ民族資料目録』(北大植物園・博物館 2008)には対象地域からの収集品は21点が掲載されている。そのうち弓(収蔵番号9708)は収集地が「八雲野田生」と記載されているものの、資料本体には「樺太アイヌ」のペン書きがあったため対象から除外した⁽⁶⁾。儀礼用冠は、1933年12月の儀礼で八雲町から招聘された椎久年蔵が着用していることが確認できることから(大坂 2016:31)、対象に加えた。

花矢は、『アイヌの花矢と有翼酒箸』の記述(名取 1985:31)によって1935年の収集品と見なした。

市立函館博物館所蔵資料

馬場脩収集資料12点、椎久年蔵旧蔵資料52点のほか、八雲町在住者が製作者として台帳に記載されている資料2点、尾張徳川家が八雲町で実施した熊狩りを記念して地元住民に配布したものと考えられる杯・天目台を対象とした。

同館には他にも、八雲町を中心に活動したとされる加藤忠夫による収集資料が多数所蔵されているが、現在のところ収集の経緯に関する資料が公表されていないため、今回は除外した。

(5) その他に、弁開が絵葉書の中で着用している儀礼用冠、木綿衣、陣羽織等が確認でき、今後の照合によってその点数は増える可能性が高い。ただし、衣類は本来的に弁開が所持していたものを村岡が収集したのか、撮影にあたって小道具として貸し出していたのかという点を厳密に確認することが困難だということもまた、軽視してはならない。

(6) 加藤克氏より、過去の台帳類には「八雲野田生」の情報はないことから、展示の際に錯誤が生じたものとみられる旨のご教示を賜ったことを明記し、感謝申し上げる。

表1 ウィーン万博出品時収集資料（『開拓使出品目録』により作成）

	資料名	点数	単位	収集地等
1	クー 弓	5	張	太櫓郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡
2	アイ 矢	6	本	又1本 同（太櫓郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡）
3	イカヨップ 矢筒	4		同（太櫓郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡）
4	アイヲツプ キナ制矢袋	1		嶋牧郡
5	アマッポ 簪	4	張	久遠郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡
6	アイ 簪ノ矢	6	本	又1本 同（久遠郡 嶋牧郡 瀬棚郡 岩内郡）
7	イクバシウ 盃ニ添ユル具	6	本	太櫓郡 瀬棚郡 嶋牧郡 岩内郡
8	イナオ 木ノ幣束	3	本	新調 太櫓郡土人製
9	マレッポ 里言鮭鈎	3	本	太櫓郡 瀬棚郡 岩内郡
10	キツテ 里言ハナレ 海獣大魚ヲ突具	3	挺	太櫓郡 瀬棚郡 岩内郡
11	マキリ 小刀	4	本	瀬棚郡
12	アツスカルベ アツシオ織機械皆具	2	組	瀬棚郡 嶋牧郡
13	クリトンカネ メノコノ首飾	2		古宇郡 積丹郡
14	ニンカ子 耳飾男子	2		古宇郡 積丹郡
15	コンジ 頭巾	2		新調 太櫓郡メノコ製
16	ナタフシ 鉢巻	2		同（新調） 同（太櫓郡メノコ製）
17	コンジ メノコ用	1		積丹郡
18	ズンギリ 烟草入并烟管差 又タンバコップ、チュセ	2		瀬棚郡 岩内郡
19	ムックリ 竹琴	3	本	瀬棚郡 古宇郡
20	カロップ キナ製の諸式ヲ入テ背負キナムシロ	1		岩内郡 積丹郡
21	ポンキナ 諸式ヲ入卷テ背負キナムシロ	1		岩内郡
22	サラ子ツプ 家具等ヲ入ル畚、葡萄蔓ヲ以テ造	1		積丹郡
23	タレ 荷物ヲ背負フ連尺	1		積丹郡
24	バッカリタレ 小児ヲ背負フ具 又バッコロ	1		古平郡
25	タシロ 山刀	1		積丹郡
26	イムシ 太刀	1		積丹郡
27	キナ 筵	5	枚	瀬棚郡 嶋牧郡 岩内郡 積丹郡
28	ノマ 諸物ノ覆ニ用ユル筵	2	枚	瀬棚郡
29	ケリ 杓	3		瀬棚郡 岩内郡 古宇郡
30	ケリップ ケリノ下ハキ、楡皮ヲ以製	1		古宇郡
31	テシマ 櫛	2		瀬棚郡
32	同（テシマ） メノコ用	1		古宇郡
33	同（テシマ） 下タ拵ノモノ	1		嶋牧郡クーナイ温泉場温泉守ノ小屋ニテ得ル
34	ヤマデ 魚ヲ釣具	3		積丹郡里人製
35	アツスミヤンベ アツシノ服	1		岩内郡
36	ツヅレ 縞木綿ニ惣縫ノ物	1		積丹郡メノコ服
37	クツ 帯	1	筋	岩内郡
38	アツシ前掛 近來用ユルニ依テ方言ナシ	1		岩内郡
39	ホッシ 脚絆	1		岩内郡

文献記録のみが確認される資料

その他の資料群よりも約半世紀古い時期に収集されたものとして、1880（明治13）年10月7日付で茅部山越郡役所から開拓使函館支庁勸業課へ納品が報告された資料一覧があり、品目及び点数が明確なため、比較対象資料として示した（表4）。

この資料群は、1880年に函館駐在英國領事リチャー

ド・ユースデン(Richard Eusden)の帰国に先立ってアイヌ民具の収集が必要となり⁽⁷⁾、函館支庁勸業課が9月16日付で茅部山越郡役所へ「旧土人製作品至急入用」としてとりまとめを命じ、郡役所が山越内村支遊楽部のアイヌ民族へ製作方を命じたものである⁽⁸⁾。9月30日付で作成された納品物品リストには26品の品目、数量、価格が記され、納品者として山越内村のアイヌ民族男性

(7) 「英領事アール・ユースデン帰国ニ付旧土人製作品類集ノ件」開拓使函館支庁民事課勸業係『取裁録 貳冊之二 明治十三年』（簿書：4062件43）
 (8) 「旧土人製作品入用ニ付通送方ノ件」開拓使函館支庁民事課勸業係『管内郡区役所文移録 戸長役場属之 三冊ノ三 明治十三年』（簿書：4053件18）、
 「旧土人製作品買上方照会ノ件」開拓使函館支庁民事課勸業係『管内郡区役所文移録 戸長役場属之 三冊ノ貳 明治十三年』（簿書：4052件105）。
 なお、このとき集められた民具資料の現在の所在は不明。

東京国立博物館収蔵番号	備考
25795 (太櫓)、25797 (太櫓)	
25799 (嶋牧)	内部に「嶋牧」記入紙片
25804 (嶋牧)	
	rekutunkaneカ
25663、25665	25663内面に「太櫓郡メノコ製」記入紙片を確認
25667、25667付	25667付裏面に「太櫓郡メノコ製」記入紙片
25683	25683内部に「瀬棚」記入紙片
	地名2カ所に対し点数1点
	現在積丹郡の情報が伴うもの2点有り
25696 (積丹)	『目録』では写真取り違い
25708カ	
25868カ	
	里人は現地在住の和人を指す
25661 (積丹)	

2名⁽⁹⁾が記載されている。

(3) 長万部町収集資料 (表3)

北大植物園・博物館所蔵資料

『アイヌ民族資料目録』(北大植物園・博物館 2008)には対象地域からの収集品は23点が掲載されている。このうち、木幣9点は1938年6月2日に実施された「鯨送り」(名取 1940: 137-138)の際に撮影された写真⁽¹⁰⁾

と一致することが確認されたことから、一組の祭壇として扱うこととした。また、鯨頭骨1点も同時に採集された可能性が高いものとして表に加えた。

花矢は、『アイヌの花矢と有翼酒箸』の記述(名取 1985: 32)により、1935年の収集品と見なした。同書の本文中には「完矢8本」と記載があるが、写真図版には9本が写っており、現存する点数は後者と一致している。目録上で「捧酒箸」とされていた資料(表3: 1)は、

(9) ここに名前が上がる2名は学校建設など明治期の重要な局面で山越内村の代表者として登場する人物であり、開拓使郡役所と集落との窓口を担っていたものと考えられる。

(10) 名取の著書は印刷が不鮮明なため、資料との対比には、小倉範三郎旧蔵資料に含まれる同一写真(北海道博物館所蔵番号185189-16)を用いた。

表2 八雲町収集資料一覧(1)

番号	収蔵機関	資料番号	資料名	収集年	収集地等	収集先等	収集者
1	松前町教育委員会	CIII044	耳盥	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
2		CV003	天目台	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
3		CV006	天目台	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
4		CV012	杯	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
5		CV014	杯	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
6		CV015	杯	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
7		CV040	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
8		CV041	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
9		CV042	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
10		CV043	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
11		CV044	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
12		CV046	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
13		CV048	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
14		CV049	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
15		CV050	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
16		CV051	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
17		CV057	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
18		CV064	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
19		CV065	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
20		CV066	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
21		CV067	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
22		CV068	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
23		CV070	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
24		CV074	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
25		CV077	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
26		CV078	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
27		CV079	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
28		CV083	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
29		CV084	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
30		CV085	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
31		CV086	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
32		CV087	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
33		CV089	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
34		CV090	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
35		CV092	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
36		CV094	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
37		CV095	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
38		CV097	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
39		CV100	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
40		CV103	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
41		CV105	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
42		CV132	杯	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
43		CV153	杯	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
44		CV156	天目台	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
45	森町教育委員会	1607	天目台	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
46		1750	捧酒箸	1900~1925年	[八雲町落部]		村岡格
47	北海道大学植物園・博物館	70	耳飾	1954年	八雲	テレキ	犬飼哲夫
48		73-1	耳飾	1954年	八雲		犬飼哲夫
49		73-2	耳飾	1954年	八雲		犬飼哲夫
50		17726	捧酒箸	[1935年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	[名取武光]
51		33852	儀礼用冠	[1933年]	[八雲]	椎久年蔵	
52		10178	祭壇	[1933年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	
53		9535	有翼酒箸	[1934年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	
54		10824	木幣	[1935年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	[名取武光]
55		23600	花矢(鏃)	[1935年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	[名取武光]
56		23601	花矢(鏃)	[1935年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	[名取武光]
57		23602	花矢(鏃)	[1935年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	[名取武光]
58		23603	花矢(鏃)	[1935年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	[名取武光]
59		23604	花矢(鏃)	[1935年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	[名取武光]
60		23605	花矢(鏃)	[1935年]	八雲遊楽部	椎久年蔵	[名取武光]
61		9710	弓		八雲野田生	A.I	
62		32529	魚鈎		八雲	椎久	松田武策
63		32538	丸木舟		八雲	椎久年蔵	
64		152	熊給餌器		八雲遊楽部	椎久年蔵	
65		10599	盆		八雲	エカシコバ	松田武策
66		10602	盆		八雲	エカシコバ	松田武策
67	10603	盆		八雲	エカシコバ	松田武策	
68	旭川市博物館	4347	捧酒箸		八雲町	椎久年蔵	河野広道

表2 八雲町収集資料一覧(2)

番号	収蔵機関	資料番号	資料名	収集年	収集地等	収集先等	収集者	
69	市立函館博物館	民族231	捧酒箸保管箱	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
70		民族514	捧酒箸	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
71		民族515	捧酒箸	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
72		民族516	捧酒箸	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
73		民族517	捧酒箸	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
74		民族460	突鉤	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
75		民族461	突鉤	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
76		民族462	突鉤(鉤)	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
77		民族463	突鉤(台木)	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
78		民族464	突鉤(台木)	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
79		民族772	ガマ製袋	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
80		民族980	樹皮製容器	1930~1940年代	八雲町遊楽部		馬場脩	
81		民族86	首飾	1963年	八雲町遊楽部	椎久家		
82		民族99	耳飾	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
83		民族100	耳飾	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
84		民族101	耳飾		八雲町遊楽部	椎久家 ^カ		
85		民族788	太刀	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
86		民族789	太刀	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
87		民族790	太刀	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
88		民族808	腰刀	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
89		民族809	腰刀	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
90		民族821	刀身	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
91		民族822	刀身	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
92		民族823	小柄	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
93		民族831	杯・天目台	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
94		民族832	杯・天目台	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
95		民族833	杯・天目台	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
96		民族834	杯・天目台	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
97		民族858	杯	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
98		民族859	杯	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
99		民族860	杯	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
100		民族861	杯	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
101		民族862	杯	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
102		民族863	杯	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
103		民族883	柄杓	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
104		民族888	湯桶	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
105		民族897	蓋付塗鉢	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
106		民族914	角盥	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
107		民族915	角盥	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
108		民族916	耳盥	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
109		民族921	行器	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
110		民族922	行器	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
111		民族928	酒差し	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
112		民族118	刀帯	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
113		民族694	捧酒箸	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
114		民族695	捧酒箸	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
115		民族696	捧酒箸	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
116		民族697	捧酒箸	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
117		民族964	煙草入	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
118		民族729	探湯具	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
119		民族730	数取	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
120		民族1021	制裁棒	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
121		民族494	木幣	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
122		民族495	木幣	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
123		民族496	木幣	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
124		民族699	花矢	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
125		民族26	色裂置文衣		八雲町遊楽部	椎久家 ^カ		
126		民族27	色裂置文衣	1963年	八雲町遊楽部	椎久家		
127		民族28	色裂置文衣	1963年	八雲町遊楽部	椎久家		
128		民族698	団子へら	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
129		民族454	鉗先	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
130		民族473	穂摘具	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
131		民族757	丸木舟	1966年	八雲町遊楽部	椎久家		
132		H23-159	村田銃	2012年	八雲町遊楽部	椎久家		
133		民族74	下紐	1957年以前	八雲町遊楽部	R家		
134		民族757	下紐	1958年以前	八雲町遊楽部	R家		
135		民族724	杯・天目台	1956年以前	八雲町			
136		北海道博物館	106003	儀礼用矢筒	1984年	八雲町野田生		田川賢蔵
137			8195	捧酒箸	1969年	八雲町		河野広道
138			106010	儀礼用冠	1984年	八雲町遊楽部	椎久家	田川賢蔵
139			8114	木幣	1956年	八雲町遊楽部	椎久家	河野広道
140			8117	木幣	1956年	八雲町遊楽部		河野広道
141			8122	木幣	1956年	八雲町遊楽部	椎久家	河野広道
142			8057	矢筒	1969年	八雲町		河野広道
143			106005	鉗先	1984年	八雲町		田川賢蔵

表3 長万部町収集資料一覧

番号	収蔵機関	資料番号	資料名	収集年	収集地等	収集先等	収集者	
1	北海道大学植物園・博物館	9530	箸	1935年	長万部	[司馬力彌]	[名取武光]	
2		9531	有翼酒箸	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]	
3		9749	花矢		長万部	司馬力彌	[名取武光]	
		10844					[名取武光]	
		10845					[名取武光]	
		10846					[名取武光]	
		10847					[名取武光]	
		10848					[名取武光]	
		10849	祭壇	[1938年]	長万部		[名取武光]	
		10850					[名取武光]	
		10851					[名取武光]	
		10852					[名取武光]	
		33357					[名取武光]	
5			23526	花矢	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]
6			23527	花矢	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]
7		23528	花矢	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]	
8		23529	花矢	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]	
9		23530	花矢	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]	
10		23531	花矢	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]	
11		23532	花矢	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]	
12		32981	花矢	1935年	長万部	司馬力彌	[名取武光]	
13		9759	鋸先		長万部		[名取武光]	
14		9785	鋸先		長万部		[名取武光]	
15		9819	鋸先		長万部		[名取武光]	
16	北海道博物館	1920	杯	1968年	長万部町	司馬菊正		
17		1921	杯	1968年	長万部町	司馬菊正		
18		1922	杯	1968年	長万部町	司馬菊正		
19		1923	杯	1968年	長万部町	司馬菊正		
20		1924	杯	1968年	長万部町	司馬菊正		
21		1925	杯	1968年	長万部町	司馬菊正		
22		1926	杯	1968年	長万部町	司馬菊正		
23		1927	杯	1968年	長万部町	司馬菊正		
24		11570	杯	1970年	長万部町	司馬菊正		
25		11566	天目台	1970年	長万部町	司馬菊正		
26		11567	天目台	1970年	長万部町	司馬菊正		
27		11568	天目台	1970年	長万部町	司馬菊正		
28		11569	天目台	1970年	長万部町	司馬菊正		
29		11570	天目台	1970年	長万部町	司馬菊正		
30		11571	角皿	1970年	長万部町	司馬菊正		
31		11572	行器	1970年	長万部町	司馬菊正		
32		11573	行器	1970年	長万部町	司馬菊正		
33		11574	行器	1970年	長万部町	司馬菊正		
34		11575	行器	1970年	長万部町	司馬菊正		
35		11576	行器	1970年	長万部町	司馬菊正		
36		11577	行器	1970年	長万部町	司馬菊正		
37		11578	行器	1970年	長万部町	司馬菊正		
38		11579	皿	1970年	長万部町	司馬菊正		
39		11580	皿	1970年	長万部町	司馬菊正		
40		11581	膳	1970年	長万部町	司馬菊正		
41		11582	膳	1971年	長万部町	司馬菊正		
42		11584	酒醸樽	1970年	長万部町	司馬菊正		
43		11585	酒醸樽	1970年	長万部町	司馬菊正		
44			8113	木幣		長万部町	O.T	河野広道
45			1558	杵	1969年	長万部町	S.M	
46			1915	杵	1969年	長万部町	S.M	
47			23420	木鉢	1969年	長万部町	司馬菊正	
48			23421	木鉢	1969年	長万部町	司馬菊正	
49		23422	木鉢	1969年	長万部町	司馬菊正		
50		23423	箕	1969年	長万部町	司馬菊正		
51	長万部町教育委員会	5	首飾					
52		6	首飾					
53		7	首飾					
54		8	首飾					
55		12	耳飾					
56		20	杯					
57		21	杯					
58		22	杯					
59		23	杯					
60		24	杯					
61		25	杯					
62		26	天目台					
63		27	天目台					
64		28	片口					
65		29	蓋付皿					
66		30	皿					
67		31	桶					
68		32	行器					
69		33	行器					
70		34	行器					
71		35	行器					
72		36	行器					
73		37	行器					
74		14	捧酒箸					
75		15	捧酒箸					
76		16	捧酒箸			N.M		
77		17	捧酒箸					
78		18	捧酒箸					
79		19	捧酒箸					
80		38	制裁棒					
81		39	狐神用舟					
82		1	木綿衣					
83		2	木綿衣					
84		3	木綿衣					
85		4	木綿衣					
86		13	小刀鞘					

表4 1880（明治13）年9月30日付納品目録（簿書：4052件105「旧土人製作品買上方照会ノ件」により作成）

番号	品名	数量	金額	備考
1	土人耳環	1組	2円	
2	機織器械	同上	75銭	
3	盆	1枚	20銭	
4	帽子	1枚	75銭	
5	帯	1	15銭	
6	煙管	1	1銭	
7	楯ノ衣服	1枚	3円50銭	楯に「アツシ」のルビ
8	矢筒	1	60銭	
9	楯の反物	1反	2円	楯に「アツシ」のルビ
10	トポツコ	1	15銭	別図に仕掛弓の名称として記載
11	鹿呼笛	1	10銭	
12	頭巾	1	5銭	
13	小形船雛形	1	1円	
14	カンヅキ	1組	25銭	カンジキ
15	コダシ	1	10銭	
16	マリツプ	1	10銭	marek
17	敷モノ	1	50銭	
18	幣束	1	10銭	
19	掃	1	20銭？	別図に「マリツプ」に取り付ける棒との説明書き
20	鹿ノ毛皮ニテ造リタルクツ	1	25銭	
21	楯木皮ニテ造リタル手桶	1	4銭	
22	楯木皮ニテ造リタル柄杓	1	1銭	
23	楯木皮ニテ造リタル草鞋	1	5銭	
24	キンニ細工物	1	25銭	不明
25	手拭掛	1	20銭	
26	児ヲ負器械	1	10銭	

ㄨ廿六品
右ノ通ニ御座候也

資料本体に「イベパスイ」（食食用箸）の記載があったため資料名を改め、「一九三五」の記載によって収集年を補った。削りかけが付けられていることから、熊送り儀礼等で使用するものとみられる。

他に、同館が所蔵する収集時の記録「物品監守証書」（加藤 2008：表11）には1938年6月18日に「サパウンベ1」が司馬力彌から寄贈されたとの記載があるものの、現存する資料との対応関係が不明なため、対象にすることができなかった。

長万部町教育委員会所蔵資料

長万部町教育委員会が所蔵する民具資料は、古原らによって詳細な報告がなされており、多くが町内のアイヌ民族が所持していたものとみられることが明らかにされている（古原・小川 2009）。今回は古原らの報告に掲載がある42点のうち、出土品と判断される耳飾3点、刀2点、海岸への漂着のため使用地が明らかとは言い難い丸木舟1点を除いた36点を対象とした。

2 民具収集地の偏在と開拓使の民族統治

(1) 資料収集地の分布

資料収集地の分布に着目すると、1872年に収集されたウィーン万博に関連する資料群は日本海側の瀬棚郡、太櫓郡、島牧郡等で収集されているものの、その後は1880年以降、一貫して噴火湾沿岸でのみ収集されていることが分かる。また、噴火湾沿岸の中でも地区が特定できるのは、「遊楽部」と記載される八雲町遊楽部川右岸の集落、落部とその支村だった野田生、長万部町の3地点に極端に集中している。

背景情報の精度が確認できないためにこの表に加えることができなかった資料群も、いずれも遊楽部、落部、長万部からの収集品と推測されているため、それらを加えたとしても集中傾向はより強まることはあっても弱まることはないだろう。

以上のような資料の分布が、各種統計から窺われるアイヌ民族の状況とどのような関係にあるか検討する。

(2) 近世末期以降の人口

近世末期において、対象地域は制度上、東・西蝦夷地、和人地、和人地に準ずる「村並」に区分されていた。議論に先立って、各地のアイヌ民族の人口について、1822（文政5）年及び1854（安政元）年の数値を高倉の集計（高倉 1972：294-295）に依拠し、1873（明治6）年は『開拓使事業報告』（大蔵省 1885a）、その後は北海道庁による統計値を参照してまとめたものを示した（表5、図2）。

これを見ると、西蝦夷地にも少なくないアイヌ民族が居住していたものの、地域によっては近世末期に激しい人口減少を経ており、特にシマコマキ場所～イソヤ場所間では1822（文政5）年から1873（明治6）年にかけての減少率が顕著なことが分かる。この中にはヲタスツ場所のように人口が0になった地域も含まれる。一方、セタナイ場所やフトロ場所ではほぼ横ばいとなっている。

和人とアイヌ民族の人口比率については、蝦夷地では天保年間以降に和人の流入が急増していたことが指摘されていることから、西蝦夷地で本稿の対象地域のうち5場所の詳細な人別帳が残されている1865（慶應元）年を取り上げ、和人の数値は麓慎一による集計（麓 1998）に依拠し、アイヌ民族のデータを加えて集計した（図3）。これをみると、セタナイ場所及びフトロ場所であらうじてアイヌ民族が30%前後を占めているものの、そのほかの地域では10%を割り込んでおり、イソヤ場所に至っては1%を下回っている。これらの地域では、近世末期には既に多くの地域でアイヌ民族が圧倒的な少数者となっていたことが読み取れる。

和人地西在では、松浦武四郎による1856（安政3）年の記録『廻浦日記』に相沼内村に和人162軒700人とともにアイヌ民族2軒6人（「シキシマ家内三人、シヤモチ⁽¹¹⁾家内三人」）が記載されているのみで（高倉編 1978：258）、いずれもシマコマキ場所に出稼ぎ中で不在だった（同：316）。

東在の「箱館六ヶ場所」は、多数の和人が流入していたことから寛政年間には「村並」となった地域だがアイヌ民族の人口規模は相対的に大きく、1854（嘉永7）年の段階で和人722軒3,768人、アイヌ民族96軒377人が居住していた。北に隣接する東蝦夷地ヤムクシナイ場所は1864（元治元）年に南部が山越内、北部が長万部としてそれぞれ「村並」とされたが、1854（安政元）年

の時点では374人という少なくないアイヌ民族が数えられている。

近世末期の渡島半島では、蝦夷地、和人地、「村並」という名称から思い描かれるイメージとは異なり、和人地に準ずる「村並」に多数のアイヌ民族が居住地する集落が取り込まれている一方、蝦夷地内のアイヌ民族は圧倒的多数の和人の中で、地域によっては急激な損耗を被っていた。

(3) 開拓使函館支庁管下のアイヌ民族

1869（明治2）年、従来の蝦夷地と和人地が併せて北海道と改称され、11国86郡が置かれた。統治機構は当初激しく変遷したが、1872（明治5）年には函館出張開拓使庁が開拓使函館支庁と改称され、同年中に渡島国の全てと後志国の磯谷郡以南、胆振国山越郡をその管轄範囲とし、北で札幌本庁管轄範囲と接する体制が整えられた。

『開拓使事業報告』によれば、函館支庁管内では「管内十五郡旧土人住スル処九郡」であり、居住地として日本海沿岸に爾志郡相沼内村、久遠郡久遠村、太櫓郡太櫓村、瀬棚郡瀬棚村、島牧郡永豊村、寿都郡寿都市街及び樽岸村、磯谷郡横潤村の8箇村、噴火湾沿岸に茅部郡尾札部村、白尻村、熊泊村、森村、落部村、山越郡山越内村、長万部村の7箇村、計15箇村が数えられている。各村の人口規模が詳細に把握できる1881（明治14）年のデータ⁽¹²⁾では、60人を超える集落は日本海沿岸では瀬棚村、太櫓村、噴火湾沿岸では森村、落部村、山越内村、長万部村の計6箇村のみとなっていた（図5）⁽¹³⁾。

開拓使統治下では、1875（明治8）年3月に開拓使札幌本庁から東京出張所に送付された1874（明治7）年1月1日付戸籍簿の留意事項に「従来土人ト唱呼候者一般平民ニ組入候」と記され、アイヌ民族は「平民」として編成されることとなったものの（青山 2004：75）、翌1876（明治9）年10月には東京出張所が「旧土人明細」の提出を求めた例があり⁽¹⁴⁾、2年後の1878（明治11）年11月4日には、「旧蝦夷人ノ儀ハ戸籍上其他取扱向一般ノ平民同一タル勿論ニ候得共、諸取調者等區別相立候節ノ呼称一定不致候ヨリ、古民或ハ土人旧土人等区々ノ名称ヲ付シ不都合候条、自今區別候時ハ旧土人ト可相称、但旧土人ノ増減等後来ノ調査ニ差支サル様別ニ取調置ヘシ」（1878年11月4日付第22号達）という通知が発せら

(11) 注16のシヤモチ、サモチ、サムテと同一人物と考えられる。

(12) 『開拓使事業報告』掲載の表（大蔵省 1885a：600-603）では郡別の数値のみが示されているため、アイヌ民族が多く居住する村が複数ある山越郡と茅部郡については、村別の人口が記載された『御巡幸書類綴 明治十四年』（簿書：A4/150）によりデータを補った。両者の統計には約半年のズレがあるために山越郡で2名、茅部郡で2名の異同があるが、本稿の趣旨に大きな影響を及ぼすものではない。

(13) 『開拓使事業報告』には、15箇村のうち山越内、長万部、落部、森、瀬棚の「五村ハ稍多キモ、其他ハ僅タニ過キス」（大蔵省 1885a：600）と記されている。

(14) 『民事課往翰留 明治九年第四月』開拓使函館支庁森分署（簿書：1871）

表5 郡別人口推移

場所	国	郡	1822年	1854年	1873年
クトウ	後志国	久遠郡	25	11	8
フトロ		太櫓郡	68	73	80
セタナイ		瀬棚郡	86	71	76
シマコマキ		島牧郡	128	34	28
スツツ		寿都郡	76	63	12
ヲタスツ		歌棄郡	209	54	0
イソヤ		磯谷郡	83	17	6
六ヶ場所	渡島国	茅部郡		377	257
ヤムクシナイ	胆振国	山越郡	504	374	282

※1873年には爾志郡2名の数値があるが、ここには加えていない。

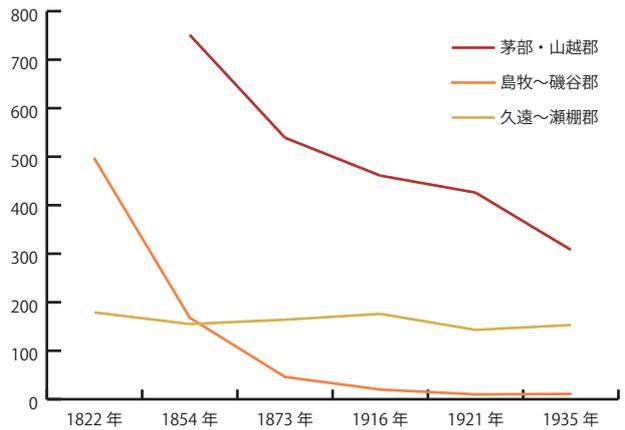


図2 地域別の人口推移

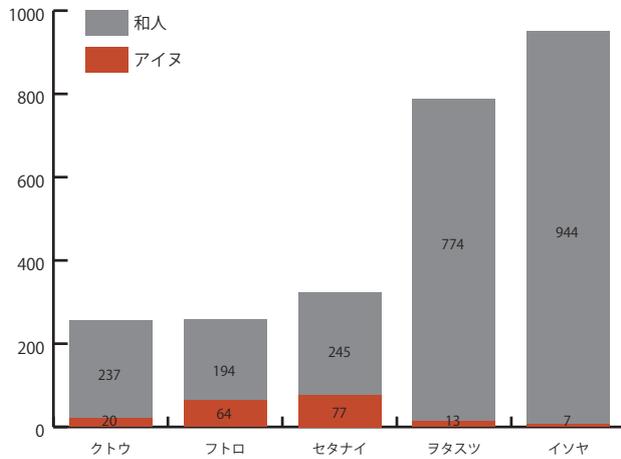


図3 1865年西蝦夷地5場所のアイヌ / 和人比

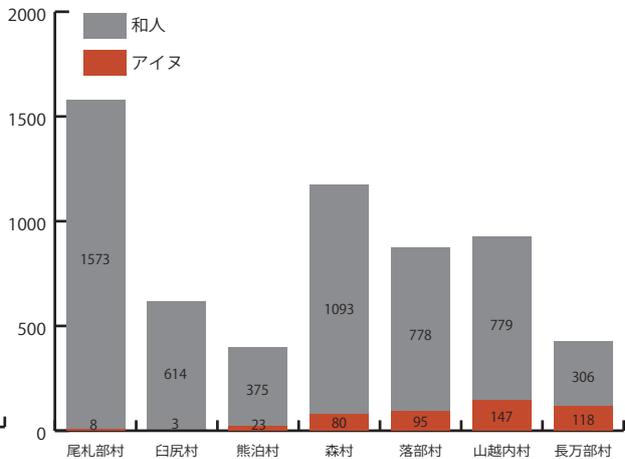


図4 1881年茅部・山越郡のアイヌ / 和人比

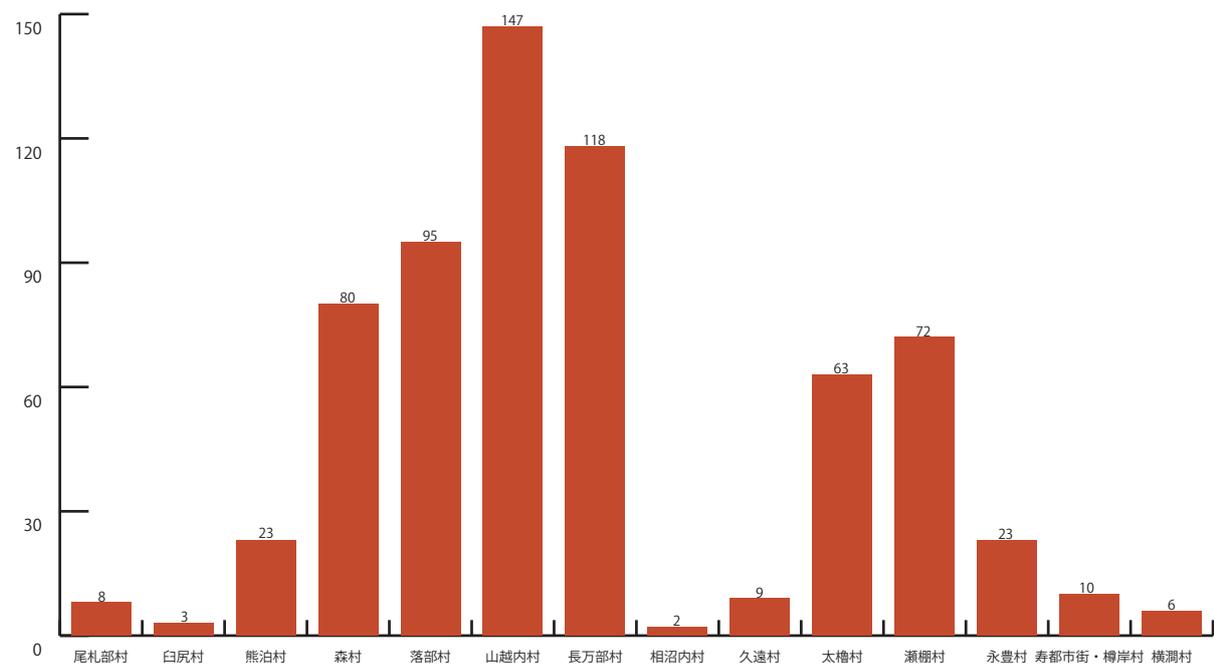


図5 1881年の開拓使函館支庁管轄下におけるアイヌ民族村別人口

れ⁽¹⁵⁾、「平民」でありながら「旧土人」であるという重層的な把握がなされたことが知られている。

ところで、近世末期には当地のアイヌ民族は和人地及び「村並」となった地域内の「土人」、和風習俗を受容した「婦俗土人・百姓並」、場所における「土人」及び「婦俗土人」など、和人と異なることを前提としつつ複数の異なる取り扱いを受けていたことが知られているが(谷本 2010: 170)、これらの人々のどこまでが開拓使によって「従来土人ト唱呼候者」の範囲とされたのだろうか。

現存する文書を参照すると、旧和人地西在で「土人」とされていた人々のうち相沼内村出身の男性⁽¹⁶⁾は、近世末期の出稼先である久遠郡に定着し、「旧土人」として編成されていた⁽¹⁷⁾。東在で居住地が村となっていた森村の人々は、1865(元治2)年の箱館奉行所文書⁽¹⁸⁾に婦俗人として名前が残る久兵衛、宇吉、吉松、幸吉のうち、宇吉の子と久兵衛の2名に対する創氏が1873(明治6)年の文書に記されており⁽¹⁹⁾、当時の函館支庁管下で「元土人」と呼ばれ、1878(明治11)年には「旧土人」と記載されるようになっていた⁽²⁰⁾。

旧「場所」で「婦俗土人」となっていた人々は、1865(慶應元)年の「ヲタスツ御場所土人別書上」⁽²¹⁾に記載がある糸吉、種吉、馬吉、漁作の4名に新たに創氏された姓を付した氏名が、1884(明治17)年までの磯谷郡及び鳥牧郡の複数の文書で「旧土人」と記載されていることから⁽²²⁾、婦俗しなかった人々と同様、「旧土人」として編成されていたことは明らかである⁽²³⁾。

以上の事実は、函館支庁管内に居住したアイヌ民族がその居住地や近世末期における取り扱いの差異に関わら

ず、基本的に「従来土人ト唱呼候者」の範囲、「旧蝦夷人」、「元土人」、「旧土人」として処遇されたことを示すものとみて良いだろう⁽²⁴⁾。これは一見すると、近世に和風習俗を受容を基準として存在した階層的支配が近代に入って一律化されたようにも見えるが、実態は如何なるものだったのか、次節において検討していく。

(4) 開拓使期の動員における区分

函館支庁管内では、1876年の明治天皇「巡幸」や1879年の各国賓客歓迎行事に、各地のアイヌ民族が動員された事例が知られている。この種の動員は、同時期に「北海道旧土人従来ノ風習ヲ洗除シ教化ヲ興シ暫時人タルノ道ニ入シメム」(1876年9月30日付本支庁達)(大蔵省 1885e: 449)といった和人文化への同化を前提とする方針が掲げられる中であって、「従来ノ風習」を保持する故に貴賓の前に立たされるものとして際立った位置にあり、動員の対象となったか否かに為政者の側が各地域のアイヌ民族に対してどのような「異民族性」を見て取っていたかが反映されている可能性があるだろう。

1876年天皇「巡幸」

最初の北海道への「巡幸」となる1876(明治9)年7月16日の明治天皇函館上陸に際し、アイヌ民族「五十余名拝観の為め来りしかば、郵便局前の左右に整列して拝観せしめたり」との記述が『函館区史』に見える(函館区役所 1911: 432-433)。翌17日には天皇は大工町叶同館にてアイヌ民族の舞踊を鑑賞し、「男に煙草、女に糸針」を「下賜」したという(北海道庁 1930: 20)。

これに先立つ6月21日、開拓使函館支庁が森、山越内、

(15) 「区別候時」とはここでは人口統計等の調査を指すようにも読めるが、地租創定関連の簿冊にこの通達が綴られた事例もあり、以後、開拓使が使用する名称として定着していく。

(16) 1865・1866年にクトウ場所の別別に記録されている「見市土人出稼サモテ」、「サムテ」(谷本 2003)に比定される。クトウ場所への出稼ぎが確認された年から10年遡る1856年に松浦武四郎がシマコマキ場所に達した際には、相沼内村から来た「シヤモテ」と名乗る男性に出会っている。「シヤモテ」は、「従弟なる見日村のシキシマ」と其後奥シリ渡り商売致し居候処、此頃は請負人如何にも悪敷相成候。役の取立方厳敷、又此方の荷物の買方甚無理なる故に、当年はシキシマ此処へ御雇に來り居(高倉編 1978: 316)と語っている。アイヌ語は「サ」と「シャ」を区別しないうえ、和人地西在の人口の少なさを考えれば、「シヤモテ」は1865・1866年にクトウ場所にいた「見市土人出稼サモテ」、「サムテ」と同一人物と考えられ、奥尻、鳥牧、久遠と場所を移りながら出稼ぎを繰り返していたものとみられる。当時、相沼内村、見日村を含む地域の和人漁業者が蝦夷地に広く出稼ぎを繰り返していることは文献記録から明らかであり、アイヌ民族の動きもそれと同様のものと見做すことも可能ではあるが、「サモテ」らは出稼先でも「土人」として在地のアイヌ民族と同じ人別帳に記載されていることには注意が必要である。和人地や村並の地域に居住するアイヌ民族の場所への出稼ぎが和人出稼人同様の収入を保証するものであったのか、具体的な処遇の解明が課題だろう。

(17) 函館県が1884(明治17)年に作成した文書による。

(18) 『御用留 安政五年正月造之』(簿書: 30)。

(19) 1873(明治6)年開拓使函館支庁民事課作成文書による。本文書中では戸主のみが記載されているため、箱館奉行所文書に記載があるうち一部の人物のみが記されたものと考えられる。

(20) 1878(明治11)年函館支庁地租創定取調関連文書による。

(21) 「丑年十一月 ヲタスツ御場所土人別書上」箱館奉行所『遠当守都外七ヶ場所永住並越年人別帳 丑年』(簿書: A 1-3/4)。なお、ヲタスツ場所は明治に入って短期間の間に人口が激減するが、成員の一部が磯谷、鳥牧に移住していることによる。

(22) 函館支庁民事課戸籍係が1876(明治9)年に作成した文書及び函館県が1884(明治17)年に作成した文書による。

(23) 1865(慶應元)年のイツヤ場所の別別に記載がある「エ、サク」は、1876(明治9)年の文書に永作、その後の文書に永策として記載される人物と同一人物と考えられる。慶應元年の別別には婦俗の記載はないが、分領支配期の様子を記載した『恵曾谷日誌』2巻には、髪を切り髭も剃った「エーサク」の姿が描かれている。また、この名はアイヌ語で解釈することは難しく、「アイヌ名」と「和名」の峻別が困難な事例と言える。

(24) ここで「基本的に」としたのは、当時の文書の中には各地の集落に少なくない「失踪」者の記載があり、そうした人々が移住先等でどのような処遇を受けたものかは明らかではないことによる。他にも文書には現れない様々なケースが存在した可能性を常に考慮しておく必要がある、ここで言及しているのは、あくまでも当時の行政機構が把握した範囲に限られる点に注意しなければならない。

(25) 『巡幸ニ付拝見ノタメ出函ノ土人滞函中賄官費支給其外ノ件』『御巡幸書類留 式冊之一 明治九年』(簿書: A4/16件8)

寿都、久遠の各分署に対して管内のアイヌ民族に「出函」を説諭するよう指示を発したことが、支庁民事課が作成した文書⁽²⁵⁾によって知られる。支庁の指示は、「第一当道ニ於テ珍敷物ハ男女土人之手踊」という認識に基づくもので、アイヌ民族が函館に赴く際には「陣羽織或ハ口笛⁽²⁶⁾ 飲食器等類預メ持参」させるよう指示したうえで、宿泊費用は開拓使が負担するものとし、アイヌ民族は特に「当地ニテ打合之都合モ有之ニ付七月十日頃迄ニハ必着函」するものという具体的な日程も示している。

これに対し山越内分署（6月30日付）、寿都分署（7月5日付）、久遠分署（7月6日付）、森分署（7月14日付）から相次いで出函者予定者が報告され、その数は山越内分署から山越郡山越内村19名、同長万部村15名、茅部郡落部村9名、森分署から茅部郡白尻村3名、同尾札部村1名、久遠分署から瀬棚郡瀬棚村6名、太櫓郡太櫓村5名、久遠郡久遠村1名、寿都分署から寿都郡樽岸村1名の総計60名⁽²⁷⁾、同年の函館支庁管内のアイヌ民族総人口718名の8.3%に達した。

なお、森分署が発した回答⁽²⁸⁾では管内の白尻村、尾札部村のアイヌ民族20余名はその多くが西地⁽²⁹⁾への出稼ぎなどで不在、または高齢や健康状態から対応が困難だとし、白尻村と尾札部村から計4名のみが村役人に伴われ出函することを報告しているものの、分署管轄下で最大のアイヌ民族人口を擁する森村については言及がない点に注意しておきたい。

1879年外国賓客接遇の3事例

「巡幸」から3年後の1879（明治12）年、外国賓客が函館を訪れた際の管内巡遊にあたり、接遇にアイヌ民族の舞踊などを組み込んでいる事例が複数確認される。

8月3日には函館に滞在していた独逸皇孫ハインリッヒ（Albert Wilhelm Heinrich）が森村を訪問してアイヌ民族を「謁見」している。その詳細を、接遇を担当した開拓使一等属有竹裕が作成した報告書「独逸皇孫殿下随行記事」⁽³⁰⁾によって見ておきたい。

森へ着センハ午後一時ナリ、此地ニテハ阿部某ノ家ヲ旅館トナス、食後皇孫ハ埠頭ヨリ小舟ニ棹シ潮水ニ浴セラル、此日モ炎熱ハ十余度ナルカ故ニ海湾ノ舟遊ハ頗ル快意満足セラレタルナラン、又兼テ此地ニ呼置タル土人男女各一名ヲ旅館ノ庭前ニ於テ謁見ヲ賜フ、譯官ヲ以テ土人棲息ノ景況及土着ノ年数現今ノ状態等ヲ質問セラル、各式円宛ヲ賜ヒ且酒ヲ飲マシメテ土人ノ歌舞ヲ見ル、薄暮ヨリ近傍ヲ散歩セラレ、土人ノ家ヲ訪ヒ金三十銭ヲ賜フ、皇孫殿下ニハ兼テ純粹ノ土人ト土人住居ノ現状ヲ親視セラレン事ヲ望マレ、此地ノミニテハ未タ其詳ナルヲ悉サス、故ニ明日此地ノ近傍ニ於テ土人数名ト土人ノ住居トヲ一覽セラレンカ為ニ「モナシベ」ト云フ地（落部村ノ支村ニシテ森ヲ距ル二三里余ナリ）ニ赴ク事ニ決セラレタリ [傍線引用者、以下同じ]

ハインリッヒが投宿した森村には村内に少なくないアイヌ民族が居住していたにも関わらず、その前に呼ばれたのは居住地は未記載ながら「此地ニ呼置」かれたアイヌ民族だった。また、開拓使側が設定したとみられる「謁見」の後、ハインリッヒは宿舎近傍のアイヌ民族の住居を「散歩」の形で訪ねたうえで、「純粹ノ土人ト土人住居」は「此地ノミニテハ未タ其詳ナルヲ悉サヌ」という認識を示し、翌日には森から北西約15kmの落部村支茂無部を訪問し、弓矢や樹皮布織機などの民具を購入している⁽³¹⁾。上記の一連の行動は、「此地ニ呼置」かれた2名とは別にアイヌ民族の居住者が森村内に確かに存在したこと、さらに、その人々の状態がハインリッヒの期待、即ち「純粹ノ土人ト土人住居ノ現状ヲ親視」を満たすものではなかったことを示している。

同年11月5日には、函館に滞在していたイタリア皇族ゼノア公が巡遊の途上に森村の阿部重吉方を宿と定めた。この日の様子を外事係が作成した報告⁽³²⁾によって概観しておく。

(26) mukkur/mukkuと呼ばれる口琴（田村 1996：399）を指すものとみられる。

(27) 森分署からの出発が遅れたためか、最終的に参加した人数はややこれを下回ったようだ。なお、北海道庁が編纂した『明治天皇御巡幸記』では、参加者を「落部・山越内・長万部三村の舊土人男女五十六名」とするが（北海道庁 1930：19-20）、久遠及び寿都分署管轄下からの参加者が函館の旅館に宿泊していた記録があり、期間中に函館に滞在していたことは確実である。山越内分署管内の上記三村から出函して旅人宿に宿泊していたのは44名で、『御巡幸記』記載の参加者人数に達しないこともあり、筆者は3村の住民のみとする同書の記載を誤りと判断する。

(28) 「函館御巡幸ノ節通御拜見ノタメ森地方居住ノ土人出函ニ付説諭ノ件」開拓使函館支庁民事課『御巡幸書類 式冊之式 明治九年』（簿書：A4/17件30）、同文書の控えが「土人説諭方ノ義ニ付申越ニ依リ申論ノ末尾札部白尻両村役人附添出函ノ件」開拓使函館支庁森分署『民事課往翰留 明治九年第四月』（簿書：1871件42）。

(29) 旧西蝦夷地の日本海沿岸を指す。

(30) 「独逸皇孫函館港碇泊中函館ヨリ森村迄巡覧ノ件」開拓使函館支庁記録課公文係『長官届録 明治十二年』（簿冊：3249件73）。市立函館図書館が所蔵する同内容の文書について、函館新聞の関連記事と併せて百瀬らが取り上げている（百瀬・谷中 2006：34）。

(31) 「独逸皇孫森村ニテ土人細工モノ購入ノ処代価ノ件」開拓使函館支庁『民事課』駅通係『取裁録 明治十二年』（簿書3462：162件）

(32) 「12年10月29日～11月12日マデ伊太里国皇族滞函日記ノ件」開拓使函館支庁記録課外事係『本各支庁文通録 九年』（簿書：A4/298件38）。本文書の進達文に相当するのは、同簿冊中に鑑のみが残存する明治12年11月13日付「伊太利国皇族函館滞留中ノ景況申達ノ件」と推測される。

(33) 「伊国皇族殿下森村行ニ付旧土人差出ノ為出発ノ処帰函ノ件」開拓使函館支庁民事課戸籍係『明治十二年 願届録』（簿書：3434件29）。

午後四時遊楽府落部両村ノ土人男女十八名来集、殿下旅館前ニ整列セリ、総テ戸長阿部正義三井勝用并村用係竹内幸助等指揮ヲナシ、而テ殿下ヨリ酒ヲ賜ハリ耐醉ノ上土人ノ野舞ヲ奏シ貴覧ニ供セシ処、五時強ニ至テ停舞、其時殿下ヨリ右十八人エ金貳拾円ヲ下賜アラセラレタリ

「来集」とはいうものの、同文書には3日にイタリア士官1名が開拓使函館支庁を訪れ上陸に関わる各種の依頼をしたことを受け、「森村於土人召集方及ヒ宿泊所手配」の必要が生じたことの記載があり、3日午後から6日にかけて「伊太利亜国皇族殿下森村行ニ付、落部村及有楽部ヨリ旧土人差出ノ為メ」に元第十八大区（茅部郡）戸長阿部正義、元第十九大区（山越郡）戸長三井勝用の二名が派遣された際の復命書も確認できるから⁽³³⁾、開拓使による動員であることは間違いない。そしてこの時もやはりアイヌ民族は宿泊地の森村ではなく、陸路で約15kmの距離にある落部村、そこからさらに約15km隔てた山越内村遊楽部の二村から呼び寄せられた。

外国賓客接遇に関連した事例中には、開拓使が直接に動員を行わなかったものもある。ハインリッヒの来道に先立つ7月20日には、香港鎮台ヘンネッシーが大蔵卿大隈重信らとともに来道し函館に滞在していた。滞在中の詳細を記録した「香港太守巡覧日誌」⁽³⁴⁾によれば、22日午後3時40分頃から午後5時にかけて函館蓬萊町⁽³⁵⁾にて「競馬并旧土人ノ舞踊ヲ遊覧」している。この行事は市内の銀行支店など7企業による饗応として企画されたもので、一号棧敷には「大蔵卿一行其外支庁裁判所税関等所官員」が並び、二～六号棧敷には区戸長、豪商ら計100人余りが着席し、演じられた競馬は、和人に混じりアイヌ民族2名が「各陣羽織ヲ着ケテ裸馬ニ跨リ混同競争セシ」というもので、続いて「旧土人男女立並ヒ（男八人女十四人）舞踊ス、其曲名ヲ祝踊リ寄鯨ト云フ」というプログラムが組まれていた。

準備過程の詳細を明らかにする史料は未見だが、7月17日付函館新聞に「今度ヘン子ツシー君の来遊に付当地諸会社より饗応の爲め土人の手踊競馬を觀覽に供へんため此間態々胆振国山越郡山越内、長万部の両村より呼寄男七人女十四人は昨日到着し汐止町旅人宿佐久間市五郎方に止宿せる由」との記事が掲載されており、アイヌ民族が函館の会場から近い森村ではなく、陸路で約80kmの位置にある山越郡山越内村、同約110kmの長万部村から呼び寄せられていることが知られる。

森村からの動員が行われない背景

以上の動員事例を通観すると、函館で実施された行事2例のみならず、森村を会場とした2例においても、森村内のアイヌ民族は全く動員されない点が際立っている。

村別の人口が詳細に明らかになっている1881（明治14）年の数値では、森村の人口規模は「巡幸」時に出函が説諭された白尻村や尾札部村よりも遥かに大きく、山越内村、長万部村、落部村に次ぐ（図5）。1876（明治9）年から1881（明治14）年の茅部郡におけるアイヌ民族の戸口は、60戸240人から54戸211人の中で推移しているから（大蔵省 1885a：600）、この間に森村の人口に大きな変動があったとは考え難い。出函者が認められず、以後も動員対象とならなかった理由は人口規模ではなく、その他に求めなければならない。

そこで考えられるのは、近世には既に多数の和人が居住する市街地にアイヌ民族の居住地が取り囲まれるようになっていた森村の特殊な事情である。ここでは近世末期に村に編入されたのちアイヌ民族が「百姓並」として村方人別に編成されたのみならず、日蓮宗寺院称名寺の檀家になっていたことが指摘されてきており（谷本 2010：171）、居住する住民は、1858（安政5）年に松浦武一郎が「皆髪様を改めて全（く）国風流になり黒唇の者等も髪を改め」（秋葉編 1985：34）と記したように、「帰俗」したひとびとがとりわけ多かったことも知られている。濱口が触れた1857（安政4）年の道中日記は、その背景を「去々年天領トナリシヨリ、官命ニテ日本ノ風俗ニ相成候様被仰付^{おせつけられ}」とする（濱口 2017：150）。松浦による記述から約20年後の1879（明治12）年に、ヘンネッシーが「純粹ノ土人ト土人住居ノ現状」は「此地ノミニテハ未タ其詳ナルヲ悉サス」としたのは、近世末期における改俗政策を背景とした住民の和風習俗受容の延長線上で理解することが可能だろう。

筆者は、明治天皇「巡幸」時以降、森村のアイヌ民族が一貫して除外された背景に、当地のアイヌ民族が「当道ニ於テ珍敷物」という民族的差異に着目した動員の趣旨に合致しないという開拓使側の判断が加わっている可能性を考えている。この推測が正しいとすれば、明治前半期の森村のアイヌ民族に対する処遇は、「旧土人」として一括された中にありつつも、近世末期における例外的処遇との連続性も有していたとも言い得るだろう。

動員の落部村・山越内村・長万部村への収斂

1876（明治9）年の「巡幸」時には、旧西蝦夷地の瀬棚郡や太櫓郡、旧六ヶ場所の白尻村等からも広く動員が

(34) 「大隈大蔵卿並ニ香港太守ヘンネッシー巡回ノ件」『明治12年開拓使公文録自1月至十二月』（簿書：5904件30）。

(35) 現在の宝来町。

(36) 函館支庁管内における地租創定事業の具体的な進行過程については宮崎美恵子によるまとめがあり（宮崎 1991）、本稿でも参照した。

認められるのに対し、1879（明治12）年以降は動員の対象が落部村、山越内村、長万部村の3村に収斂する。

「巡幸」時にのみ、広範囲へ参集を説諭した背景には、開拓使にとって際立って重要な行事の催行にあたって可能な限り網羅的な参集が求められた可能性がまず考えられるが、設置から間もない開拓使が「巡幸」の経験を契機として、動員に適した地域として落部村、山越内村、長万部村を認識するに至ったという可能性も低くはない。3村はいずれも森や函館へのアクセスが容易な噴火湾岸の道沿いに位置していること、地域を限って必要な人員が確保されれば煩雑な調整を避けられることも、動員する側にとって重要な判断要素となり得たであろう。そしてこれらは単一の要因によるものではなく、相互に絡み合っている可能性もある。

現状では、こうした様々な可能性の中から特定の解釈を絞り込むことは控え、ひとまず、1870年代後半の段階で既に、異文化性を動員される地域が茅部郡落部村、及び山越郡山越内村、長万部村の3箇村に絞られたことのみを確認しておきたい。

(5) 土地制度における民族別統治

先行研究の概要

動員における集落間の格差が固定化しつつあったのと同時期、北海道における地租改正にあたる地租創定事業⁽³⁶⁾が行われ、そこでもアイヌ民族の取り扱いにおける「切り分け」がなされていた。

1872（明治5）年9月に制定された「地所規則」、「北海道土地売貸規則」によって、海岸に面した漁場・昆布場（海産干場）⁽³⁷⁾は永住人が使用しているものについては私有地、宅地耕地は永住人、寄留人⁽³⁸⁾の別なく私有地とすることが定められた。1877（明治10）年12月にはそれまでの地租創定事業の過程で整理された内容を踏まえ、「北海道地券発行条例」（開拓使第15号達）が定められ、「第十六条 旧土人住居ノ地所ハ其種類ヲ問ス当分総テ官有地第三種ニ編入スヘシ、但地方ノ景況ト旧土人ノ情態ニ因リ成規ノ処分ヲ為ス事アルヘシ」（大蔵省1885e：280）の条文によって、アイヌ民族の土地所有権の原則留保が明文化された。ここでいう官有地第三種とは、「地券ヲ発セス地租ヲ課セス区入費ヲ賦セサル

ヲ法トス 但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ貸渡スル時ハ其間借地料及区入費ヲ賦スヘシ」⁽³⁹⁾というもので、一般には山岳丘陵の他、鉄道や電柱の敷地、墓地、「人民所有ノ権理ヲ失セシ土地」などが該当する。

地租創定事業とアイヌ民族の関りに触れた先行研究は、その多くが札幌本庁管内を対象とした高倉新一郎による記述（高倉 1972）に依拠している。高倉は「住居の地所」について「単に宅地のみを指すのではなく、住居付近を中心として」「恒常的に使用されていた相当の範囲を包括したものであったと思われる」との見解を示しつつ、『開拓使事業報告』に掲載された「官有地第三種中旧土人開墾地」の面積を根拠に、「当初」は全て札幌本庁管内に存在し、「その多くは、当時内地人の移住が盛んだった地方に限られていた」としたうえで、理由を「他の地方」に居住する大部分のアイヌ民族は「未だ脅威を受けない地方にあって従来通りの生活を続けることができた」ことに求め、和入植の進展に伴って生じた脅威には『地券発行条例』の第十六条に定められた原則を守って行った」（高倉 1972：405-406）との見解を示した。

地券発行条例第16条に「定められた原則」には、官有地としての私有権留保、但書きにある私有地としての割渡の双方があり得るが、高倉は別の個所で「極めて少数ではあるが、成規の手続きを経て貸下もしくは売下げを受けたものもあったようである」（高倉 1972：496）としており、近年の研究でも、1881（明治14）年までに札幌本庁管下の篠路村で私有地としての割渡が行われた可能性などが指摘されてきている（谷本 2010：187）。

函館支庁の管轄範囲は、高倉の言葉を借りれば「内地人の移住」が19世紀前半から最も盛んに進行していた地域の一つであり、「未だ脅威を受けない地方にあって従来通りの生活を続けることができた」と見なすことは甚だ困難だろう。以下で状況を見ておきたい⁽⁴⁰⁾。

函館支庁管下の地租創定事業とアイヌ民族

地租創定事業では、1876（明治9）年より、非課税期間の満了を翌年に控えた漁場・昆布場について実地の丈量（測量調査）と関連項目の調査が実施され、続いて1877（明治10）年から宅地・耕地の調査が開始された。

(37) 漁場・昆布場は、後述する北海道地券発行条例の第四十九条で「海産干場」と改称される（大蔵省 1885e：287）。

(38) 高倉は「当時の用語法から見ても、永住人・寄留人は共に内地人であり、永住人とは北海道に本籍を有するも者、寄留人は未だ籍を府県に有する者」で、アイヌ民族に対しては「戸籍法の施行により平民として永住人と同様に取り扱われるようになって初めて適用されたと見るのが妥当」（高倉 1972：403-404）としている。戸籍法施行後の1876年の函館支庁管内の文書では、アイヌ民族が「永住」と記載されている例がある。

(39) 1874年11月7日付太政官布告第120号改定。

(40) 函館支庁が編纂したアイヌ民族に関する基礎資料として、1878（明治11）年1月1日付『旧土人戸数・人口・職業・婚姻並死亡年令表』（簿書：2742）、1881（明治14）年1月1日、1882（明治15）年1月1日付『旧土人諸表』（簿書：4854、5337）が現存しており、土地所有についてはほぼすべての地域に共通して「持地持家」の比率が高いとされるものの、「持地」が指す内容が地域間で共通しているのかなどは不明瞭で、以下の検討ではむしろ検証の対象となろう。

支庁地租創定取調が丈量にあたって定めた「土地丈量手続書」の1877（明治10）年3月付文案⁽⁴¹⁾では、「第二十四條 旧蝦夷人住居之地所者其種類ヲ不問当分総テ官有地第三種ニ編入スヘシ 但実地ノ景況ト旧蝦夷人ノ情態ニ因リ成規之処分ヲナスコトアルヘシ」という条文に続いて、第25条でアイヌ民族の「住居の地」を官有地に編入するか否かに関わらず、通常通りの丈量を行うよう定めている⁽⁴²⁾。同年末に「北海道地券発行条例」が定められた後、1878（明治11）年4月16日にまとめられた伺いに記載の版⁽⁴³⁾では、アイヌ民族の処遇に特化した条文は下記の通りとなっている。

第二十條 ^{〔挿入〕} 旧蝦夷人之地所ハ総テ官有地ニ編入スヘキ者ト難モ、実地ノ^{景況}況ト蝦夷人ノ^{情態}情ニ因リ成規^{一般私有地同様に}処分ヲナスヘキニ付、其心得ヲ以テ丈量スヘシ

「旧蝦夷人住居之地所」が「旧蝦夷人之地所」となるなどやや揺らぎがあるものの、前年度の丈量手続書案、地券発行条例で示された内容とほぼ共通するものと言っ

て良いだろう。同年5月からは茅部郡、山越郡、島牧郡、寿都郡など、アイヌ民族が多く居住する地区での宅地・耕地の丈量が開始される。この年の地租創定関連文書の中には、地租創定取調から郡戸長に対して「旧土人名簿」の提出を求めるものや⁽⁴⁴⁾、郡戸長から提出されたアイヌ民族に関する「調」などが綴られており、丈量に際して誰がアイヌ民族なのか確認する必要が生じ準備が進められていた過程が窺える。

丈量の進行と並行して、支庁内では将来の地券発行に向け「成規ノ処分」を行うべき範囲が議論の対象となっていた。1878（明治11）年9月、第十八大区（茅部郡）戸長が函館支庁地租創定取調に対し、次の申上書を提出した⁽⁴⁵⁾。

申上書

当区内森村居住旧土人ヲ除之外、落部村白尻村尾札部村三ヶ村之旧土人之如キ者、目今ノ況景ニテ者人民一般之御取扱ニモ難相成義ト参考仕候条、右御採

酌相成候様仕度、依之此段申上置候也

明治十一年 九月廿日

第十八大区戸長

菊池忠兵衛（印）

地租創定御取調 御中

これは当時の第十八大区内でアイヌ民族が居住する4箇村のうち、森村のみで「人民一般」、すなわち和人同様の扱いをなし、他村は除外することを進言したもので、行政の側に郡内の村単位で取り扱いを区別する可能性があったことを示す。ここで和人同様の取り扱いをなすべきとされたのが、近世末に住民が「百姓並」となっていた森村に限られる点にも注意しておきたい。

とはいえ、村単位での切り分けが統一見解となっていたわけではない。菊池の申上書が提出された翌10月に函館支庁地租創定取調丈量兼掌の吉川良蔵が作成した文書⁽⁴⁶⁾を見てみよう。

各方面

事務官 御中

吉川良蔵(印)

当管内旧土人官民有処分之儀、地方ノ景況ト土人ノ状態トニ抛リ左ノ通取調至当ナルヤ、敢テ御高評ヲ乞フ

十月五日

官有地第三種ニ編入

山越郡

人民並 規則ノ^{〔挿入〕}但書ニ倣フ

茅部郡

人民並 同

島牧郡

人民並 同

江差方面

他

ここで吉川は、函館支庁管内で山越郡のアイヌ民族についてのみ居住地を「官有地第三種ニ編入」し、茅部郡・島牧郡・江差方面他では「規則ノ但書」、即ち「地方ノ景況ト旧土人ノ情態ニ因リ成規ノ処分ヲ為ス事アルヘシ」により、和人同様の取り扱いをすとの案を示して意見を求めている。菊池の申上書とは異なり、郡単位で方法を異にしようとする見解が地租創定取調の側に存在したのである。その後の支庁内における方針決定を示

(41) 「各地ノ経界ヲ区分耕地地ヲ丈量地図製作等ノ件」『巡回要用書類綴込 明治十年四月二十日』（簿書：2110件2）。同文書は地券発行条例の案と思われる文書と共に綴られている。

(42) この文案がその後、実際に丈量の現場で参照されていたものか現状では不明だが、地券発行条例が定められる以前からアイヌ民族に関する土地を官有地第三種へ編入することを前提として準備が進められていたことを示す。

(43) 「10年派出ノ際取調ノ耕地丈量手続取捨取調方ノ件」『明治十一年 規則編冊附稟裁 亀田上磯茅部山越四郡地租創定取調』（簿書：2871件4）。ただし本資料は第19條が欠落しており、完成稿ではないように見える。後に『開拓使事業報告』に再録されたものは全18條となっており、アイヌ民族に関する記載は見られない（大蔵省 1885e：347）。この差異が生じた経緯は不明である。

(44) 「地価取復取調及一筆限等級トモ精算ノ上地主總代会合ヘ出頭方ノ件」開拓使函館支庁地租創定取調『各所文移録 明治十一年』（簿書：2872件156）。

(45) 「落部村外2ヶ村ノ旧土人ノ取扱ハ人民一般ノ取扱ニモ難相成件」『公用雑書 明治十一年』（簿書：2887件34）。

(46) 「函館支庁管内旧土人官民有処分ノ義別取調至当ナルヤノ件」『公用雑書 明治十一年』（簿書：2887件38）。

す文書は、現在のところ見つかっていない。

アイヌ民族への土地割渡の状況

丈量後の地券の発行について、1876（明治9）～1879（明治12）年の間に函館支庁会計課租税係及び地租創定取調が作成した『公用雑書』、『海産干場調査書類』、『村々漁場・昆布場取獲高調』、『地位等級調』、『地券譲渡証書留』等と題された簿冊のうちアイヌ民族が居住する地区に関するもの43点、その後の土地割渡について1880（明治13）～1882（明治15）年に作成された『地券状受取証書』、『官地売賃願書』、『官地割渡各村調査録』等と題された書類のうちアイヌ民族が居住する地区に関するもの24点を調査した。

実際には文書の欠落のほか、割渡に関連した文書が後年の簿冊にまとめられている例の存在が予想されるし、制度面については戸籍係や札幌本庁、東京出張所とのやりとりの中に関連する文書が含まれている可能性も高い。筆者の調査がそこまで及んでいないこともあって、なお事実の確定に至らない部分が多く残されているが、以下では現時点で明らかになっていることを列記しておく。

アイヌ民族が居住する地区の各村代表者へ地券証が渡されたことが確認できるのは1879（明治12）年6月が最初で、翌7月にはアイヌ民族の氏名が記載された海産干場の地券受取証が寿都郡内2村各1件、久遠郡内1村1件の計3件現存している⁽⁴⁷⁾。ただしこの段階では、瀬棚郡のように各村代表者へ地券証が渡り個人単位の受取証も提出されているものの、全て和人を対象としたものでアイヌ民族は含まれていない例が多い。

瀬棚郡、島牧郡及び茅部郡でアイヌ民族への地券証下付が確認できるのは、寿都郡、久遠郡から2年遅れ、1880（明治13）年の申請による1881（明治14）年の文書からとなる。瀬棚郡では当該期間の出願書類に裁可の朱書が残るもの⁽⁴⁸⁾、審議過程の一部⁽⁴⁹⁾、地券証発行後の状況調査⁽⁵⁰⁾に関わる文書が現存しており、郡内のアイヌ民族数戸が1880年9月に海産干場及び宅地、耕地について相当対価を以って払い下げを出願し、同年中に地価及び面積の実地調査を条件として「願ノ趣聞届候事」が決定、翌1881年に割渡を受けている。添付書類には、出願地に隣接してアイヌ民族の「願地」が多数記入され

ている例があり、同時期に出願が準備されていた可能性がある⁽⁵¹⁾。同年には島牧郡で耕地5件、茅部郡落部村で耕地5件、同熊泊村で耕地2件がアイヌ民族の申請者へ割渡されており、中には落部村の事例のように1人で耕地2件計11,606坪の払下を受けた例も存在する⁽⁵²⁾。

以上の事例から、これらの地域では「地方ノ景況」とアイヌ民族の「情態」による「成規ノ処分」が一部の住民に対して行われていたことは確実といえる。ただし、寿都郡内2村、久遠郡内1村の場合にはいずれもアイヌ民族人口が極めて少ないため、郡内でアイヌ民族の男性が戸主となる全ての世帯が土地私有権を認められたことになるものの、瀬棚郡や茅部郡では土地の私有権を手にしたことが確認できるのはアイヌ民族のうちごく一部の、相当対価を以って払下を申請した人々に留まっている。確認できた数が実態をある程度反映するものだとすれば、この段階でなぜアイヌ民族の中で一部の人々だけが土地割渡を受けることができたのか、土地割渡を受けることができなかった人々の居住地の位置づけはどうかといったのかなど、今後検証すべき問題は多い。

茅部郡に隣接する山越郡では1879（明治12）年以降、和人に対する地券証発行は多数確認されているものの、現在までのところアイヌ民族による割渡の出願や地券証発行に直接関わる書類は未見となっている。

山越内村の遊楽部学校でアイヌ民族子弟の教育に携わっていた永田方正が1885（明治18）年に記した「旧土人農業方法ニ付鄙見」「三項 地券ヲ賜与スル事」には、「元来遊楽部旧土人住居スル地所ハ、北海道地券発行条例ニ抛リ、既ニ官有地第三種ニ編入」との記載がある。また、耕地はいかなる手続きもないままに「住居ノ地ヲ離レテ遠ク官有地ノ原野ヲ開作」していることから、移住者が耕作地の割渡を申請すれば容易に失われ、アイヌ民族は「之ヲ訴フルノ権ナク、唯怨ヲ咽テ止ムノミ」（河野編 1984：47）という状況も記されている。

同文書の中で永田が問題を解決するために学校に隣接した土地をアイヌ民族の耕地として確保し、地券は「郡役所ニ保存」する構想を記していることから、制度面へ相当の理解がなされたうえでの記述と見られる。ここでは永田の記述に従い、山越内村ではアイヌ民族の居住地は官有地第三種として所有権が留保され続けていたものと見ておきたい⁽⁵³⁾。

(47) 『海産干場地券状受取証綴込 式冊ノ一 明治十二年』（簿書：3563）

(48) 『明治十四年割渡官地売賃願書 太櫛郡・瀬棚郡各村』（簿書：4809）

(49) 『明治十四年中割渡評議録 全』（簿書：4821）

(50) 『明治十四年中割渡各村調査録 久遠郡太櫛郡瀬棚郡奥尻郡寿都郡島牧郡歌棄郡各村』（簿書：4936）

(51) このことはやや消極的ながら、1879（明治12）年の簿冊ではアイヌ民族への土地割渡が確認できないことが、文書の欠落ではなく、実際に割渡がなされていないことによる可能性を示唆する。

(52) 『明治十四年割渡官地売賃願書 茅部郡各村』（簿書：4806）及び『明治十四年官地割渡各村調査録 亀田上磯郡役所各村 茅部山越郡役所各村』（簿書：4802）

なお、既に高倉が指摘する通り、『開拓使事業報告』では官有地第三種の「旧土人開墾地」は札幌本庁にのみ立項されており（高倉 1972：406）、函館支庁管内で官有地第三種としてあげられているのは「宅地」、「畑」、「牧場」、「温泉場」の四種のみで、山越郡では「宅地」、「畑」の立項もない。これは先述の永田による複数の記録と食い違っているが、ここでは『開拓使事業報告』の函館支庁分の統計値には遺漏があるものと考えておく⁽⁵⁴⁾。

札幌本庁管内の後志国の状況

函館支庁で作成された文書では、官有地に編入する判断について「人民一般之御取扱ニモ難相成」とした記述は見られたものの、その判断の根拠までが明文化されているわけではない。背景を記した事例として、後志国のうち札幌本庁管内となっていた地域の状況を見てみたい。この地域は『開拓使事業報告』では余市郡にのみ官有地第三種「旧土人開墾地」が数え上げられており（大蔵省 1885a：220）、経緯を伺い知ることが可能な史料として、1882（明治15）年に余市郡川村のアイヌ民族が地券の発行を求めた際に所管郡長が付した下記の上申書が現存している⁽⁵⁵⁾。

宅地券状御発付相成度出願ノ儀ニ付上申

余市郡川村旧土人住居ノ地所、過ル明治十年中実地調査済尋テ地価査定ノ節、右ハ旧来習慣モ脱セサルニヨリ、明治十年北海道地券発行条例第二章第拾六条ニヨリ未タ発券不相成ノ所、今般旧土人総代□□□□外四名ヨリ券状下渡ノ儀別紙之通出願、該村タル今ヤ人煙繁殖ニ随ヒ旧来ノ習慣ヲ追慕スルノ念モ脱シ、即今ニ至テハ居住人民ニ敢テ異ナルナク、且当部内旧土人持地券未タ不相成独リ余市郡ノミニ付、依テハ同条但書ニヨリ成規ノ地券御発付相成度、別紙相副此段上申候也

明治十五年一月十四日

小樽高島忍路余市古平美国積丹郡長 北川誠一（印）

調所大書記官殿

本文書からは、1882（明治15）年の段階まで管内で

は余市郡でのみアイヌ民族が土地私有の権利を認められていないこと、それが地価査定の際に余市郡のアイヌ民族が「旧来ノ習慣」を脱していないと判断されたことによる措置であることが分かる。

その後の経過については、1884（明治17）年7月に札幌県で起案された伺書「旧土人へ地所払下ノ義ニ付伺」の存在が知られ（谷本 2002：879-880）、「管下旧土人所用地ノ義ハ、地券発行条例第十六条ニ抛リ、当分官有地第三種ニ編入可相成筈、尤モ同条但書土地ノ景況ト旧蝦夷人ノ情態ニ依リ成規ノ処分可有之処」と経緯を述べたうえで、アイヌ民族による地所払下申請が増加しており、「該条例発行当時ト異ナリ、地方依リテハ智識漸進、最早払下差支無之者ニ至テハ、前日ノ保護ハ却テ今日ノ束縛トナルノ恐モ有之」としつつ「万一未タ開進其期ニ達セサル者ヘ私有セシメ候時ハ、却テ不幸ニ罹リ候義モ有之候テハ」と懸念を示している。

ここでいう「却テ不幸」という状況は、具体的には土地所有権の喪失等を指すものと考えられる。当時のアイヌ民族の日本語や契約に関する知識水準についての現実的な認識が蒙昧視と結びつくことで、「保護民」としての取り扱いがなされているのであり（谷本 2002：880、山田 2011：214-215）、地券発行の可否は、為政者の側が判断する和人文化への「同化」の程度を基準にして区分されたものと言うことができる。その区分は、函館支庁管内では茅部郡内の森村とそれ以外とする案や、山越郡とそれ以外の間とする案が議論されたことが確認され、札幌本庁管下の後志国では余市郡とそれ以外の間においてなされたものとみられる。

なお、以上のように和人同様の手続きで土地私有権を手にしたアイヌ民族が存在したとはいえ、それは当事者が社会的な不利益を被ることがない位置に置かれたことを意味してはいないという事実には、当然ながら注意を向けおく必要がある。小樽郡に居住したアイヌ民族は1880（明治13）年以降、市街地の拡大に伴う道路建設などを契機として⁽⁵⁶⁾、当時「人家隔絶の地」だった郊外の高島への移転を余儀なくされた。高島での土地私有は、「市街各地ニ散居」⁽⁵⁷⁾するアイヌ民族の住居が火災の恐れがあり不潔であるという理由を喧伝しつつの明確

(53) 長万部村では、1881（明治14）年5月に戸長が発した文書で、アイヌ民族の「家名断絶或ハ居住替致ノモノ」の「耕地地」の処置について、該当地所を「素ヨリ官有地」とした事例が存在するもの（「長万部村旧土人ノ内家名断絶或ハ居住替致ノモノ耕地地荒蕪ニ属スル地所人民於テ出願ノ際処分方ノ件」『郡区文移録 甲 明治十四年』（簿書：4951件107））、ここでもとより官有地として言及された根拠が地券発行条例第16条の「旧土人住居ノ地所ハ其種類ヲ問ス当分総テ官有地第三種ニ編入」によるものなのか、「人民所有ノ権理ヲ失セシ土地」とされたためなのか判断できない。

(54) 榎森は「『但地方ノ景況ト旧土人ノ情態ニ因リ成規ノ処分ヲ為ス事アルヘシ』との但し書きがあるが、実際これによって土地を確保できたアイヌは（中略）六ヶ国七二四戸のみ」（榎森 2007：395）としているが、これは官有地第三種に編入された面積として開拓使事業報告に示されている数値である。

(55) 『札幌県治類典 地券 第拾貳 明治十六年分』（簿書：8181）。札幌本庁では地租創定関連文書の残りが悪く、1879年の火災で多くが焼失した可能性が指摘されており（靄原 2005：6）、地租創定事業に関わる同時代的な情報を十分に得ることが難しい。

(56) 『分署文移録 付郡役所 明治十三年』開拓使札幌本庁工業局土木課（簿書：3926）

(57) 『明治十九年自一月至二月札幌県治類典』札幌県地理課（簿書：10218）。

な排除（小川 1997：52）と結びついていた。

瀬棚郡では、先述したように一部の住民が地券を手にしてきたものの、1883（明治16）年には「数十年前父祖ノ代ヨリ古畑ノ為メニ虐使セラレテリ、其他土人ヲ使役シテ家産ヲ立テシ者満村皆是ナリ」という苦境の中、ある男性は元場所請負人によって「地券証三枚ヲ取り上ケ」られ、住民は「三四戸ヲ除クノ外ハ皆貧困」⁽⁵⁸⁾の中にいた。いわば北海道全域が和人地化され、従来の土地・資源利用が大幅な制限の下に置かれるなか、相対的には良好な条件に置かれたかに見える地域でも困難に直面した人々が多くいたのである。

(6) 選別の視線と資料収集

開拓使函館支庁によるアイヌ民族の処遇は、異文化性を基準とした動員の有無、それと表裏をなす「同化」の程度を指標とした土地私有の可否判断において、管内でも一様ではなかった。およそ1870年代末には、山越郡山越内村と長万部村が動員の中心となる一方で土地所有権に制限が加わっていたものとみられ、その他の集落との中間的な性格を持つ集落として、土地所有権を認められる成員を含みつつ、動員の対象ともなる茅部郡落部村が位置づけられよう。

こうした選別は、「伝統」的な生活文化がどの程度維持されていたかという点で、ある程度実情を反映したものであった可能性が高い。第19大区第2小区（山越郡長万部村）長の三井勝用から、開拓大書記官時任為基に宛てて1879（明治12）年1月21日付で提出された「第拾九大区貳小区長万部村小区費之儀ニ付伺」の中には、アイヌ民族に関する下記の項目がある⁽⁵⁹⁾。

- 一 旧土人ノ儀、兎角言語不通ノ事ヨリ不都合ヲ生シ、且ツ土人ハ本村ヨリ引離居住候ニ付、人足触当等事実差支有之ニ付、取締人姓名^駐差置キ年給金拾円区費支払度候

山越郡では、1873（明治6）年にも「役土人」への歳費支給を願い出て支庁に却下されたことが知られているが（山田 2008：110）、それにも拘わらず現場の官吏から繰り返し同様の伺いがなされている事実からは、この地域に居住するアイヌ民族の文化的な差異が官吏にとって実務上無視できないほど大きかったことが窺われ

る⁽⁶⁰⁾。

一方、旧西蝦夷地のように、近世末期から集落が多数の和人に日常的に取り囲まれる状況が生じていた地域では状況は大きく異なった。1869（明治2）年に磯谷郡の分領支配を命じられた米沢藩士が記した『恵曾谷日誌』⁽⁶¹⁾には、6人にまで人口が減少したアイヌ民族が木幣を用いた熊送り儀礼や漆器類を多用する献酒儀礼をおこなう一方、男性3人のうち2人が髭を剃り鬚を結び、男女を問わず日常的に日本語を話すようになっている状況が記されている。移住者に取り囲まれ人口の大規模な損耗を被った過酷な環境が、皮肉なことに、早期に和人に「伍して」いくことを可能にする日本語の習得と和風習俗の受容を促していたと言えよう。

こうした状況は、物質文化的側面にも影響を及ぼす。近世末期の1859（安政6）年に西蝦夷地フルウ、イワナイ、イソヤ、ヲタスツ、スツツ、シマコマキ、セタナイ、フトロ各場所に居住するアイヌ民族が箱館奉行所へ「御目見得」に赴いた際の記録⁽⁶²⁾では、ヲタスツ場所小使ヲ、セラへの「被下物」として陣羽織、台盃、煙草等が与えられているのに対し、帰俗人であるクトウ場所の茂助には上下一具、脇差一腰、三ツ組盃が与えられている。浅倉有子（浅倉 2010：15）らが既に他地域の事例を通じて詳細に明らかにしてきた、帰俗土人とそれ以外のアイヌ民族に対する「被下物」の差異は、本稿の対象地域でも認められる。

1870（明治2）年の『歌棄郡諸調』等を分析した松本あづさは、歌棄郡では儀礼用の台盃や行器は見えず、日用品としての漆器のみが供給される状況を指摘している（松本 2019：130-131）。当地が1865（慶應元）年の人別帳で4戸中3戸が「帰俗」と記されている地域であることと合わせて考えれば、場所請負制の最終末期といえるこの時期、帰俗人が多い場所においては「伝統」的儀礼具の供給は非常に低調、ないし皆無になっていたことを示す事例と言えよう。体系的な資料収集が開始される以前において既に、こうした物質文化の地域差が生じつつあった。

旧「村並」の地域では、1876（明治9）年の明治天皇「巡幸」時に森分署から提出された文書に、白尻村、尾札部村から出函予定の人々について、「羽織等所持セサルモノモ有之、且器物ノ類ハ破損ノ俣帰俗以来調達不致」⁽⁶³⁾という記述があり、これらの地域に住むアイヌ民

(58) 函館県が1883（明治16）年に作成した文書による。地券が発行されたうちの1件は、のちに郵便局員と共謀した和人住民によって騙取されたことが1918（大正7）年の『函館毎日新聞』に報じられている。

(59) 「旧土人区費割賦課方ノ件」開拓使函館支庁会計課租税係『区入費評議留 式冊ノ一 明治十二年』（簿書：3561件21）。

(60) 遊楽部学校の教員を務めた永田方正は、当時の山越内村遊楽部の児童はアイヌ語無しには授業が成り立たなかったとしており（小川 2007：25）、山越郡内の集落では学童を含め家庭内での第一言語はアイヌ語だった可能性が高い。

(61) 北海道大学北方資料室蔵（請求記号：別 915-Yam(1)）

(62) 北海道大学北方資料室蔵「土人御目見得ニ付日記」（請求記号：北 080-SAI）。本稿では犀川会資料第4号（高倉編 1982）の翻刻を利用した。

族の多くが衣装や儀礼具を所持しないか、少なくとも外部の和人が容易に目にすることができない状態になっていたことが知られる。これは隣接する山越内分署の回答に「陣羽織其外共夫々持参候積二候也」⁽⁶⁴⁾とあるのは極めて対照的で、「伝統」的な民具の保持・使用という面で、集落間で大きな差異が生じていたことは間違いない⁽⁶⁵⁾。

1880年の英国領事帰国に際して、函館支庁勸業課からアイヌ民具のとりまとめを指示された茅部山越郡役所が納品を命じたのが山越内村だったことは、動員だけでなく資料収集にも適した、「異民族性」のひとつわ色濃い地域としての認識が既に確立していたことを示している。民具資料収集が開拓使設置後約10年の間に、『開拓使事業報告』に「旧土人住スル処九郡」とされるうち2郡、15箇村中わずか3箇村からのみ行われるようになった理由は、上記のような状況にあったと考えられる。

とはいえ、これを以って森村や旧西蝦夷地のアイヌ民族が「同化」していたと考えるのは一面的であり、物質文化的側面に限っても正確とは言えない。一例として現在の有害鳥獣駆除に類似する制度である「獲殺手当」の1878（明治11）～1881（明治14）年のヒグマ猟に対する給付状況を確認すると、噴火湾沿岸では落部村、山越内村、長万部村のアイヌ民族による捕獲の他に、森村のアイヌ民族によるもの9頭、熊泊村のアイヌ民族によるもの2頭が記録されている。日本海沿岸でも、1880年1月～10月に島牧郡のアイヌ民族による捕獲が7頭、1881年1月～12月には太櫓郡及び瀬棚郡のアイヌ民族による捕獲が9頭記録されている⁽⁶⁶⁾。函館支庁管内全体で見れば和人数師による捕獲も少なくはないが、アイヌ民族のまとまった人口がある集落の周辺では狩猟活動の中心はなおアイヌ民族の狩猟者が担っており、それは森村や旧西蝦夷地でも同様だった。

茅部郡で提出された獲殺手当支給関連文書には捕獲方法について記載があるものが15事例あり、そのうち森村の住民による6件の内訳は「弓」5件、「アマホト唱候矢」1件⁽⁶⁷⁾となっている。ここでいう「アマホ」は amappo 「仕掛弓」（萱野 1996：34）のことであろう。

弓矢によるヒグマ猟にはトリカブト等の毒を使用することがほぼ不可欠であり、この時期まで森村のアイヌ民族が仕掛弓の使用法のみならず毒矢の製法も伝え駆使していたと考えねばならない⁽⁶⁸⁾。伝統的な狩猟技術の連続が、確かに認められるのである。

狩猟活動は、集落における日常生活とはやや離れた山中で展開される伝統技術の発揮であり、周囲の和人の社会的な圧迫を相対的に受けにくい側面があると想定される。当時のこれらの地域のアイヌ民族は、場面によって「伝統文化」と和風の生活文化を使い分ける、「あわい」ともいえる状態にありつつ、他地域に比べて相対的に和風習俗の度合いが高い状態になっていたと捉えなければならぬ。こうした「あわい」は、和人や北海道を訪れた外国人の、より「古式」の、「純粋」かつ「典型的」な資料を求める視野から外れていったらう。

和人地西在に生まれ旧西蝦夷地の久遠郡に居住した男性は、1883（明治16）年に視察に訪れた永田方正の前に「羽織ヲ著シ全ク内地人ト同シ」姿で現れ、和風家屋を所有し、孫を全て通学させていることを称賛する永田に対し、「年貢納ハ決シテ其期ヲ愆リシコトハナシ」と語り⁽⁶⁹⁾、また別の機会にも「旧土人とは云へ今は同じ平民なり」⁽⁷⁰⁾と主張する。そこには表面上、「伝統」的な要素は全く無いが、「旧土人」の状況を視察しようとする和人と、それに対しておそらくは和語によって「今は同じ平民」と語るアイヌ民族の姿からは、現実に「旧土人」として処遇し、その言動に対する称賛さえも「旧土人の質朴厚義」という枠組みから出ようとしないう和人数師の視線の強固さと、そうした視線に晒されながら「平民」として同等の権利を確保していこうとするアイヌ民族側の意思が見える。双方向的な異民族視が必ずしも「伝統文化」によって裏付けることができないところへと連続する、今日状況への端緒ということができようか。いずれにしても、「和人／アイヌ」の境界は明治初期の段階において既に、民具収集の視野が捉える範囲の遙か外に位置していたという事は可能だろう。

(63) 「函館御巡幸ノ節通御拝見ノタメ森地方居住ノ土人出函ニ付説諭ノ件」開拓使函館支庁民事課『御巡幸書類留 式冊之貳 明治九年』（簿書：A4/17件30）。

(64) 「巡幸ニ付旧土人出函ノ件」『御巡幸書類留 式冊之一 明治九年』（簿書：A4/16件33）。

(65) 松浦武四郎はモナシベ（落部村茂無部）の項で「我等は夷人の宝はもたず、人間宝ならば持て居る」、「夷人の宝は飢饉が来りても米も買へず、着（者）もこうことがならぬ」（秋葉編 1999：231）と記しているが、こうした記述には慎重な評価が必要だろう。1881年3月18日付函館新聞には、茅部郡のアイヌ民族が鹿猟で得た収入を持って函館の骨董店を訪ね、高価な漆器を買い求める姿が記録されている。松浦の記述から30年以上の時を経たのちまで、宝物としての漆器の蓄積を図る人々がいた。

(66) 函館県勸業課『郡区役所向上申録 明治十四年』（簿書：4771）。

(67) 『願伺届録 式冊之貳 明治十一年』、『各区文移録 式冊之一 明治十一年』、『各区文移録 明治十二年』いずれも開拓使函館支庁民事課勸業係（簿書：2655・2647・3342）。他9件は落部村住民が「毒矢」を使用したもの6件、「鉄砲アマツボ」を使用したもの3件となっている。

(68) 開拓使札幌本庁管内では1876年9月24日付でトリカブト毒の使用が禁止されるが、函館支庁管内にこの規定は適用されていない（山田 2011：48-49）。

(69) 函館県が1883（明治16）年に作成した文書による。

(70) 1881年1月18日付『函館新聞』2面。

(7) 20世紀前半の渡島半島のアイヌ民族

開拓使廃止後、三県一局時代を経て北海道庁が北海道全域の行政を行うようになると、少なくとも土地制度等の上では地域間で目立った差異は認められなくなるものの⁽⁷¹⁾、動員に見られた地域間格差はほぼそのままの形で約半世紀にわたって引き継がれていった(図6)。

1918年に大沼公園が「新日本三景」に指定されたのを記念して実施された熊送り儀礼は、八雲町落部の弁開胤次郎が中心的な役割を果たしたことが知られており⁽⁷²⁾、撮影された写真では八雲町遊楽部や長万部からの参加者も確認できることから、噴火湾沿岸3村の人々によって儀礼が実施されたものと判断される。

1930年代に入ると、函館や大沼公園のみならずより小規模な町でも興行的な熊送り儀礼が実施されるようになり、そこでの主体は八雲町遊楽部と長万部の人々が担うようになっていった。この時期から落部の人々の参加が目立って減少するのは、集落の指導的立場にあった弁開胤次郎の死去(1919年)⁽⁷³⁾が影響している可能性がある。

1930年1月12日に森村で開催された熊送りでは、八雲町遊楽部から椎久年蔵を中心とする30余名が赴いて実施している。この年、道庁の人口統計では森には27人のアイヌ民族が数えられているものの、この行事への地元の人々の関与は確認されない⁽⁷⁴⁾。

1935年8月5日には寿都町⁽⁷⁵⁾、1936年10月25日には岩内町で⁽⁷⁶⁾、長万部の司馬力彌が中心となる熊送りが開催された。開催地はいずれも近世以来アイヌ民族が居住していた地域だが、同年には寿都町、岩内町ともに統計上のアイヌ民族人口が皆無になっており、儀礼は寿都から約30km、岩内から約50kmの距離にある長万部の人々が担った。

人口規模を有しながら儀礼への参加者が確認できない地域や、統計上の人口が消滅する地域が拡大する一方で、鉄道沿線の八雲と長万部は駅名案内等に「旧土人部落」が記載されるようになり、各種の訪問記が残されるようになっていった。そうした中、八雲では住民の一部が手工芸品の販売に関与し(大坂 2019:表3)、長万部では地元の有力者と結びついた展示施設「エカシケル」が設置されるといった動きが見られるようになる⁽⁷⁷⁾。この

時期に両地域で名取武光や犬飼哲夫らによる民族学的調査と精力的な資料収集、現地住民の協力がみられるのは、民族的差異を目にしようとする側に対して表立ってアイヌ民族として活動し、「伝統文化」を積極的に「見せる」ことを選択した人々の存在が基盤にあったものと見てよいだろう。

しかし、研究者や収集家、旅行者が注目する「伝統」的側面と異なる文脈では、その他の地域に居住するアイヌ民族に対する異民族視が途絶えることはなかった。日露戦争に従軍し叙勲を受けたアイヌ民族の調査結果を報じる1909年の新聞記事は、森村に3名の「叙勲の恩典にあづかりたるもの」があることを報じている。「純粹の土人種にあらざるもその血統を有するものなり」という文面⁽⁷⁸⁾には、近世末期以降「伝統文化」から最も距離をおいてきた森村の人々をさえ、「純粹」か否かを問題にしつつ「血統を有する」として異視する視線の根強さが滲む。1935年に至っても、アイヌ民族の生活状況を「貧窮どん底の渡島管内旧土人」と報じる記事⁽⁷⁹⁾が、落部、八雲、長万部と並んで、森、白尻のアイヌ民族が数え上げている。アイヌ民族の人口が単なる統計上の数値として存在したのではなく、地域社会内部で構造化された異民族視が、時にメディアによって強化されつつ継続していたと見なければならぬ。

(71) ただし、「旧土人保護法」による「保護法」施行以前の取得地への所有権の制限規定(山田 2011:310)が実際に渡島半島でどのように取り扱われていたかなどの点で、地域差があった可能性はある。

(72) 1918年8月18日付『函館毎日新聞』夕刊2面。

(73) 弁開胤次郎の没年は1919年10月26日付『函館毎日新聞』3面の記事によった。

(74) 1930年1月14日付『函館毎日新聞』夕刊3面。

(75) 1935年8月10日付『函館毎日新聞』夕刊4面。

(76) 1936年10月27日付『函館毎日新聞』夕刊3面。

(77) エカシケルに関しては本書p.191~222に掲載の大坂・小川による資料紹介を併せて参照していただきたい。

(78) 1909年3月13日付『函館毎日新聞』3面。

(79) 1935年8月14日付『函館毎日新聞』夕刊4面。

3 収集された資料の組成と生業の実態

(1) 組成の分析

本章では、収集された民具資料を機能的側面に着目して分類し、資料群の組成を確認するとともに、文献記録に現れる生業との異同を確認する。

民具の分類は、儀礼信仰に関するもののうち、和製品を中心とする漆器や刀剣等を「宝物（移入）」、自製のもののうち長期間保持される刀帯や捧酒箸、儀礼用矢筒、動物神神体等を「宝物（自製）」、儀礼に際して臨機的に製作され、基本的には1回の使用で機能を終える木幣、有翼酒箸、花矢等を「一回性の祭祀具」、葬送儀礼に関わる葬送用紐類や死者用の荷縄等を「葬送儀礼具」とした。その他、炊事・食事等に関わるものを「家事」、衣類、靴を「服飾」、狩猟具や漁労具、農耕具を「生業活動」、盆や衣紋掛けを「土産物」、展示や研究の求めに応じて製作され、実用のものとはサイズや素材が異なるものを「模型」とし、その他は一括して集計した（図7）。

集計結果を見てみると、年代を問わずに葬送儀礼具がほぼ認められない点が地域的な特色を示している⁽⁸⁰⁾。年代別では、1870～80年代の収集資料では多様な家事、服飾、生業活動関連資料の品目が高く宝物の比率が低いのにに対し、1930年代を中心とする20世紀前半に収集された資料群では、馬場脩の収集品と名取武光らの収集を中心とする北大植物園・博物館所蔵資料で異なる傾向が看取され、1960年代以降に収蔵された資料では、生業関係の比率が大きく低下し、代わって宝物（移入）が大量に含まれていることが分かる。

収集された品目の解釈には、実際に生活の場に存在した民具の組成に、所有者と収集者の意図が介在しており、常にいくつかの解釈が成り立ちうるが、その他の文献から窺われる生活状況から、解釈を絞り込んでみたい。

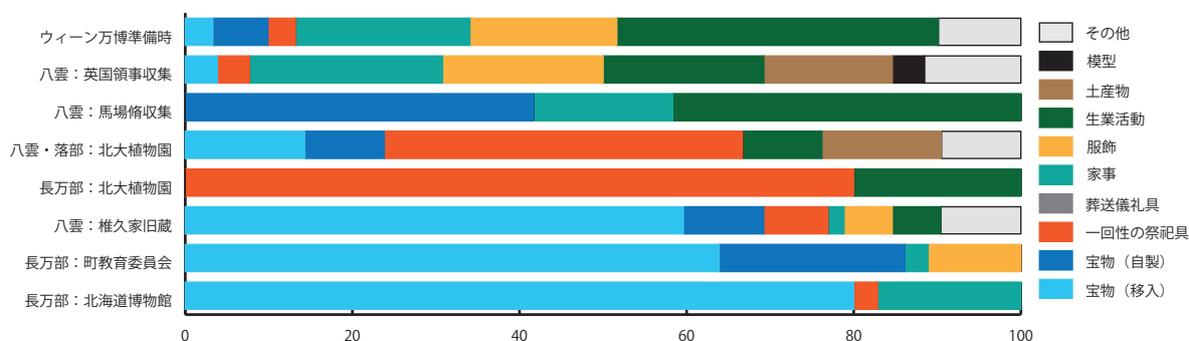


図7 収集された民具の組成

(80) 北海道博物館所蔵小倉範三郎旧蔵資料、松前町教育委員会所蔵ピリカ会旧蔵資料、市立函館博物館所蔵資料中に、噴火湾沿岸で収集されたと推定される墓標が存在するが、いずれも模型と考えられる。

表6 1878（明治11）年1月付『旧土人戸数人口職業婚嫁並死亡年数表』（簿書：2742）による統計

	本籍		他へ寄留		計 (人)	漁業		樵夫		耕作		雇		就業人口 (人)
	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	
九大区二小区（爾志郡）												2		2
八大区三小区（久遠郡）	5	4			9	4								4
八大区一小区（瀬棚郡）	41	37			78									—
七大区八小区（島牧郡）	9	11			20	9	11							20
七大区四小区（寿都郡）	6	4			10	5	4							9
七大区二小区（歌棄郡）	3	2			5	3	3							6
七大区一小区（磯谷郡）	3	3			6	3	3							6
十九大区二小区（山越郡長万部村）	66	63			129						28	41		69
十九大区一小区（山越郡山越内村）	79	68			147							57	48	105

表7 1882（明治15）年1月付『旧土人諸表』（簿書：5337）による統計

	本籍		他へ寄留		計 (人)	漁業		樵夫		耕作		雇		就業人口 (人)
	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	
爾志郡	2				2							2		2
久遠郡	3	6			9	1	3							4
太櫓郡	33	30			63	26	14							40
瀬棚郡	39	33			72	24	23							47
島牧郡	11	12			23	10	6							16
寿都郡	5	5			10	5	4							9
磯谷郡	3	3			6	2	3							5
茅部郡	110	96	4	1	211	32		13		25	21			91
山越郡	145	119	2	1	267	7				4	81	97		189

(2) 文献記録に見る19世紀後半の生業

19世紀後半に収集された資料群（表1・4）では、生業に関する資料が117点中40点（34.2%）と相対的に高い比率を示すが、その内訳を見てみると、山野での狩猟活動を示す弓矢猟関連29点（生業関連資料中72.5%）、marekと呼ばれる河川での鮭鱒漁用の魚釣関連5点（同12.5%）、大型魚類・海獣・鯨類用の銛3点（同7.1%）、からなり、その他は、「里人製」とされるため、アイヌ民具として収集されたものか疑念がある釣り用仕掛け3点のみとなっている。

開拓使が作成した統計資料（表6・7）によれば、アイヌ民族の職業は日本海沿岸の久遠～磯谷では漁業、茅部郡では漁業の他に耕作、樵夫が多く、爾志郡及び噴火湾沿岸では雇という強い偏りがあるとされているが、いずれにしても、残されている民具類の機能とは差が大きい。以下では、地租創定の過程で1876年に作成された

文書を中心に、各地の生業の実態について整理を試みる。

瀬棚郡・太櫓郡、久遠郡、島牧郡、寿都郡

漁業従事者が多いとされる日本海沿岸については、まず1876（明治9）年の瀬棚郡を例に確認する。ここで参照するのは、同年に開拓使函館支庁会計課が作成した文書⁽⁸¹⁾である。瀬棚郡では、漁業者として氏名が掲載される26人のうち14人をアイヌ民族が占める。同年の瀬棚郡におけるアイヌ民族人口は16戸83人（大蔵省1885a：602）なので、戸主の多くが独立性の高い漁業者だったことが読み取れる⁽⁸²⁾。

漁法はアイヌ民族も和人も大部分が刺網により、和人の一部が建網を併用する。ただし、刺網の保有数は和人漁業者では最多で60放⁽⁸³⁾に達し、その他も概ね30～10放前後なのに対し、アイヌ民族では30放余⁽⁸⁴⁾が一例、15放が2例存在するものの、大半は5放前後と大きな違

(81) 1876（明治9）年開拓使函館支庁会計課作成文書による。具体的な数値の記述は避ける。

(82) 榎森は「場所請負人の支配から『解放』されたものの、アイヌ民族には、和人の直接生産漁民に与えられたような漁業の権利を与えられなかった」（榎森 2007：393）という明快な歴史像を提示しているが、その見通しは、少なくともここで取り上げる瀬棚郡や太櫓郡、島牧郡、寿都郡には当てはまらない。和人の流入によって各地でそれぞれに厳しい現状に追いやられていたことは間違いないが、アイヌ民族全体のストーリーとして単純化するのではなく、事実に基づき「厳しさ」の実態を個別具体的に明らかにしていく必要があるだろう。

(83) 長さ4尋×幅8尺の網1枚を1把し、それを5枚接続したものを1放と呼ぶ（北水協会編 1935：44）。開拓使函館支庁会計課租税係『開拓使函館支庁管内後志国瀬棚郡各村物産表 島歌村・梅華郡村・虻羅村・中歌村・瀬棚村 明治九年』（簿書：1804）には、1876（明治9）年に瀬棚郡で用いられていた刺網1放は1.5間×15間、単価2円60銭とある。

(84) この数値が実態を示したのか否かには異論の存在が予想されるが、最大の規模で漁業を営んだとされている人物の子孫は、先祖が大規模な網元で比較的裕福だったことを記憶されていることから、実態を一定程度反映したものと筆者は判断している。この情報についてはアイヌ民族文化財団の八幡巴絵学芸員にご教示を得たことを明示し、感謝申し上げる。

いがある。当然ながら使用する雇夫・漁夫の人数は刺網の保有数にほぼ比例する格差が認められ、アイヌ民族は数軒を除けば、和人に比べて零細な家族経営に近い状況にあったと言える。

太櫓郡、久遠郡、島牧郡、寿都郡でも刺網を使用した鯨漁を中心とし、寿都郡ではそれに加えて寿都川（朱太川）河川河口付近での刺網を用いた鮭漁をなし、いずれの地域でも経営規模が小さい場合が多いことが確認された⁽⁸⁵⁾。

その他、太櫓郡では秋に後志利別川上流域での鮭漁がおこなわれていたほか⁽⁸⁶⁾、瀬棚郡、島牧郡、寿都郡等では住居近傍に4～20畝前後の小規模な畑地を所有している事例が多く認められ⁽⁸⁷⁾、補助的な生業として位置づけられよう。

磯谷郡ではアイヌ民族の収穫高が記録されていないが、職業に「雇」と記入された書類が存在しているため、被雇用者として漁場労働に携わっていたものとみられる。歌棄郡も記録が存在しないが、地租創定関連の調査時点以前に住民の多くが磯谷郡及び島牧郡へ転出し、居住者がほとんど認められなくなっていることに因る。

茅部郡・山越郡

茅部郡のうち尾札部村と白尻村では函館支庁会計課租税係が作成した文書が多数現存するが、この地域の調は村単位で各年次の収穫高が不自然に揃っており信頼性には疑問を呈さざるを得ず、経営の実態は不明である。本稿2(4)で引用した1876(明治9)年の記録では、尾札部・白尻両村のアイヌ民族20余名の多くが西地への出稼ぎなどで不在とされていることから、漁期には渡島半島西海岸の鯨漁場へ出向いていたであろう。

森村や落部村は、主に農業に従事する人物がみられるのも特徴的である。永田による1885(明治18)年の復命書では、森村は「旧土人十五戸人口八十二」人で、「内九戸ハ可ナリノ暮シニテ其余ハ貧困ナリ」とされ、「場所へ出稼セシモ其稼金ニテ親方ノ負財ヲ償ズ能ハザル為メニ帰村セザル者モ亦往々コレアリ」(河野編1984:30)とされる。落部村は、2(5)で述べたよう

に、極めて大規模な耕地の払下を受けた人物が複数存在し1881年の文書でも「農漁兼業」と記載されるものの⁽⁸⁸⁾、1899年の河野常吉の野帳では、土地を所有する数戸は農業を主として専業者もいる一方で、その他は漁業を主として寿都・歌棄方面の漁場に出稼ぎに出る状態が記録されている⁽⁸⁹⁾。

「雇」が多いとされている山越郡では、地租創定時の極端に資料が少ない。これは文書の残存状況の影響も考えられるが、漁場昆布場等の割渡人となった雇用主が公文書上にあらわれやすい反面、被雇用者はほとんど資料に記載されないことに由来する部分が少なくないだろう。1881(明治14)年の明治天皇二度目の北海道「巡幸」の際に山越内村戸長が作成した調べでは、「無業ノ者無之、漁業ヲ営ミ(春秋共ニ多ク冬ニ罷雇)婦人ハ家ニ在リテ農業ヲ盛大ニシ粟稗黍ノ類ヲ貯蔵」しているとの記述がある⁽⁹⁰⁾。永田による報告でも、遊楽部では「男子ハ相不変彼ノ川長ト申者ニ使役」(河野編1984:31)⁽⁹¹⁾され、「冬雪ノ期ニ至リ、傭主ニ閑暇アリテ己レノ家ニ帰ル」(同:45)という厳しい状態にあったとされる。長万部でも厳しさは同様で、「漁業ハ手繰網ヲ以テ漁スル者甚稀」(同:28)であったという⁽⁹²⁾。

(3) 収集資料と実態の乖離

19世紀後半の状況

以上の記録からは、19世紀後半には対象地域の大部分で、自律の度合いに地域差を有しつつも漁業や漁場での雇用労働に大きな比重を置き、農業を組み合わせた生業形態が存在したことが分かる。

それでは、収集された生業関連資料のうち大部分を占める狩猟具、弓矢や矢筒、仕掛弓はいつどこで使用されていたのか。

ヒグマ猟については、函館支庁管内の太櫓・瀬棚・島牧郡および山越郡における1878～1881年の獲殺手当支給記録から、捕獲日時が確認できるアイヌ民族によるものを地域別に集計した(図9)⁽⁹³⁾。これをみると、山越郡では3月から4月に捕獲数が多いのに対し、日本海沿岸の太櫓・瀬棚・島牧郡では捕獲はほぼ9月～12月の間

(85) 1876(明治9)年開拓使函館支庁会計課作成文書による。

(86) 1883(明治16)年函館県作成文書による。

(87) 1878(明治11)年開拓使函館支庁地租創定取調作成文書による。

(88) 「落部村旧土人戸口調」開拓使茅部山越郡役所『御巡幸書類綴 明治十四年』(簿書:A4/150件53)。

(89) 北海道立図書館所蔵河野常吉資料1046『野帳 第四渡嶋国茅部郡』。こうした噴火湾岸の人々の旧西蝦夷地の漁場への出稼ぎは、谷本(2003)が明らかにした近世末期における村・村並からの出稼ぎと連続性を有するものと見てよいだろう。

(90) 「山越内村旧土人増減及和人ニ化スルノ景況」開拓使茅部山越郡役所『御巡幸書類綴 明治十四年』(簿書:A4/150件54)。

(91) 「川長」は山田長三郎と推定されている(山田2008:110)。山田は1879年5月24日付で下渡を受けた海産干場384坪を所有する村内有数の漁業者である。

(92) 筆者は、この地域のアイヌ民族が雇となる比率が高い背景に、近世末期の村並化による雇用の流動化、西地出稼の常態化からの連続性がある可能性を考えている。

(93) (簿書2647・2655・3342・4053・4771)による。この数値は『開拓使事業報告』第2篇に掲載のもの(大蔵省1885b:500-501)と比較すると不一致が目立つが、その原因は特定できなかった。ここでは、各年度の簿冊の数値を原データと見なして依拠した。

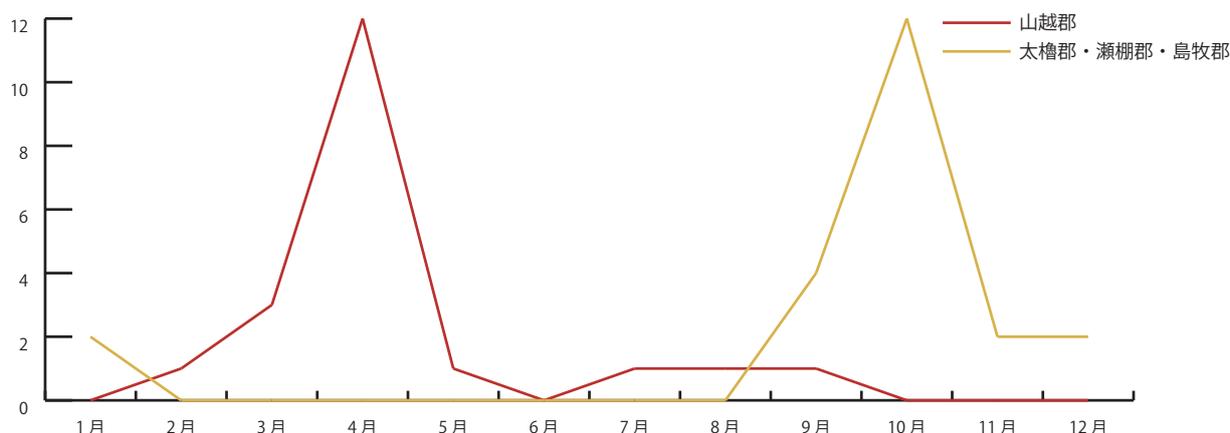


図8 ヒグマ獲殺手当支給事例の地域差

に限られており、春先の捕獲はないという全く異なる傾向を示している。19世紀後半から20世紀前半の複数の記述によれば、渡島半島では2月後半から4月上旬が冬眠中ないし冬眠明け直後のヒグマを捕獲する「春熊狩り」の猟期に当たる⁽⁹⁴⁾。図示した捕獲時期推移の地域差は、比較的自律性の高い漁業を営んでいた日本海沿岸のアイヌ民族は、鯨漁の仕込みから漁獲・加工、それに続く夏季の干鮑、鰯の出荷時期にかけて山野での狩猟を盛んに行っていなかったのに対し⁽⁹⁵⁾、山越郡では多くの男性が出稼ぎする中にありつつも、「春熊狩り」が狩猟者によって重視されていたことを反映したものと解釈することができるだろう。

2 (6) で述べたように、この時期の函館支庁管内でのヒグマ猟には弓矢、仕掛弓に加えて銃も盛んに使用されていたにも関わらず、収集されたのが基本的に弓矢のみである点にも、注意を払っておきたい。

エゾシカ猟に関しては、1876 (明治9) 年11月11日付で「北海道鹿猟規則」が施行され、1878 (明治11) 年6月の改正で本稿の対象地域の猟期は9月1日から2月末日と定められており (山田 2011: 70)、1878 (明治11) ~1979 (明治12) 年、1879 (明治12) ~1880 (明治13) 年の猟期に、長万部村の3名に対する免許鑑札の発行が確認できる⁽⁹⁶⁾。ただし、上記規則の規定によって全道的に毒矢の使用が禁止されているため、狩猟具については「西洋銃」等の記載があるのみとなってい

る。もちろん、当時のアイヌ民族は弓矢と銃を併用していたから実際の狩猟の場では混用されていた可能性もあるものの、現状ではそれを裏付けることができず、踏み込んだ検討は難しい。

19世紀後半に収集された生業関連の民具は、当時において既に、山越郡で春、その他の地域で秋に男性が担ったヒグマ猟の場面から鉄砲を除いたもの、夏~秋に河川で行われた鮭鱒漁に関わるものがほとんどで、同じ地域で春~夏にかけて展開されていた基幹産業たる沿岸漁業や、女性が主体を担っていた農業の実態を反映しない組成になっていたと言えよう。

20世紀の状況

20世紀に入って収集された資料群は、その大部分が1930年代以降に収集された北大植物園・博物館所蔵のグループと、1950年代以降に長万部町と八雲町でそれぞれの指導的地位にあった人物の遺品が博物館等に寄贈されたグループで、大きく傾向が異なる。

北大植物園・博物館所蔵資料は祭壇や木幣、花矢、有翼酒箸等の「一回性の祭祀具」が圧倒的に高い比率を示す一方、「生業活動」の比率は低く、「葬送儀礼具」は19世紀に続いて全く含まれていない。「一回性の祭祀具」の多さは、主たる収集者の名取武光の研究上の関心 (大坂 2019: 16-17) を反映したものとみられる。河野常吉による1920 (大正9) 年長万部での聞き取り⁽⁹⁷⁾では、

(94) 1870年の磯谷での事例が『恵曾谷日誌』2巻、1911年の落部の事例が村岡格ら「ピリカ会」の構成員が記した「熊狩紀行」(北海道立アイヌ民族文化研究センター編 2005: 38-49、1918~1921年の八雲町遊楽部の事例が『熊狩の旅』(徳川 1921)にある。

(95) 『明治十五年 郡区役所戸長役場諸課文移録』函館県勸業課農務係 (簿書: 7637) には、太櫓村で「穴居ノ熊三頭ヲ壱時獲」した事例があることから、この地域でも春熊狩りが全く行われていなかった訳ではない。他地域と比較して相対的に低調だったと理解する。

(96) 『願何届録 式冊之式 明治十一年』開拓使函館支庁民事課勸業係 (簿書: 2655)、『管内郡区役所文移録 戸長役場属之 三冊ノ壱 明治十三年』(簿書: 4051)。この他に札幌本庁管下から函館支庁管下への寄留者が鑑札の発行を受けているが、ここでは割愛した。

(97) 北海道立図書館所蔵河野常吉資料1256 (資料番号: 1102218565)

「衣食住其外風俗モ和風ニ化シ、唯熊祭ノ時旧風ノ服装ヲ為スニ過ギス」と記され、葬儀は和風になり、引導渡しも僧侶が実施する状況が記録されている。葬送儀礼具の欠落は仏教習俗の受容を反映したものとみて良いだろう。

生業活動に関わる資料としては、長万部から銚先が3点収集されており（表3：13-15）、うち2点は先端の鍬の形態から鯨を標的としたもの、残る1点はその他の大型魚類や海獣を標的とするものに分類される。噴火湾沿岸では、「噴火湾アイヌの捕鯨」（名取 1940）が著名なためか活発な捕鯨がなされたかのようなイメージも存在したが、名取の記述を注意深く読めばそれは1938年当時に80代を迎えていた男性が生涯に2度だけ経験したもので、いずれも積極的に大型の鯨類を狙って出漁したのではなく、偶発的遭遇時の出来事である。開拓使文書には1878（明治11）年5月23日に長万部で銚を打ち込み豊浦町札文華に打ち上がった事例⁽⁹⁸⁾、1885（明治18）年7月9日に長万部で銚を打ち込み虻田に打ち上がった事例⁽⁹⁹⁾が確認されるものの、名取の聞き取りと内容がほぼ一致していることから、同一の出来事を記録したものと判断される。銚先が結びつくのは収集から半世紀を遡る、極めて稀な出来事だった。

先述の河野のよる聞き取りでは、1920年当時には漁業と農業を基幹として、西海岸の漁場への出稼ぎは「14、5年前」までは盛んだったが調査時には廃れていたという。当事者にとっては大きな生活の変化である出稼ぎからの脱却、農業も研究者から見れば全て「伝統的」ではない／和人と変わるところがないためか、関連する民具類は19世紀から引き続き収集の対象とはならず、明治初期において数年に一度使用され、当時はほとんど使用されることがなくなっていた銚先が名取の関心（名取 1972）に即して僅かに収集されるに留まった。

1960～70年代以降になると、長万部町の司馬家、八雲町の椎久家という、それぞれの集落で指導的な位置にありつつ伝統的な祭祀をも担ったことで著名な人物が保持していた民具類が、まとめて博物館等に収蔵された。そこには生業と結びつくものはほとんど見られない一方、漆器類を中心とする多数の宝物（移入）が含まれている。こうした民具類の構成は、漁業を中心としつつ急速に変化した生活の中で、保持していた人物がどのような品目に対して先祖伝来の宝物としての価値を見出し、最後まで保持すべきと考えてきたかが反映されている可能性が高い。更に付言すれば、それは伝統的な価値観が単に

「喪失」されたことによって手放されたと単純に考えるわけにはいかない。寄付・売却の背景に、当時北海道各地に歴史系地域博物館が相次いで建設されるなかにおいて、公的機関で長く保存し広く知らしめるべき先祖の文化の象徴としての新たな価値付けが含意されていた可能性も視野に入れた評価が必要だろう。

さいごに

本稿では、北海道南部の渡島半島を例に、研究者や収集者の意図が及ぶ範囲と、その外に置かれたものの存在について論じてきた。そこでは、博物館が所蔵する「アイヌ民具」が、19世紀後半に収集された資料群において既に、当時のアイヌ民族のごく一部の人の限られた側面を取り出したものとなっていたことが確認された。

収集された民具資料がアイヌ民族の伝統的な狩猟活動や儀礼に関する豊富な情報を含むことは改めて言及するまでもないが、19世紀後半まで遡っても、そのみを並べて「伝統文化」を復元することは収集者の視野が内包した限界を再生産するに過ぎず、人々の生活をリアルに再構成するには程遠い。本質主義的視点から自由な、歴史的動態としての「アイヌ文化」像の可能性を、近世・近代史研究との協業の中から模索しつつ、その中で民具資料の位置づけを絶えず見直し続けることが求められている。

このことは、歴史学における物質文化研究の意義を否定するものではない。一例を挙げれば、文献史学においては1864年のヤムクシナイ場所の村並化に際してその処置の理由の一つに、この地のアイヌ民族がことごとく「村方一体之風習」に移っているとされたことが指摘されてきている（谷本 2010：172）。本稿で数え上げた民具のリストとその内容は、近世末期の記述を疑い、むしろ請負人を免ぜられるための方便としてアイヌ民族の「和風化」が実態以上に誇張されていた可能性を浮かび上がらせるに十分と思われる。双方向的な研究成果の比較検討が重要だろう。

研究者の視野からいったん外れた人々が後に自らを「アイヌ」として発言した事例は、白老町に移住し観光業に従事した男性を除けば筆者の知る限り存在しないが、にもかかわらず統計上把握され続け、周囲から規定され続ける状況が、研究者や収集者の視野の外に長期にわたり存在し続けたことも改めて確認しておきたい。このような周縁化された人々は研究する側からのアクセスが極

(98) 1878年5月29日付「長万部前浜ニテ射止メタル鯨礼文花ヘ引寄ノ義届出ノ件」『各分署各区務所向上申録 明治十一年』開拓使函館支庁民事課駅通係（簿書：2752件14）

(99) 1885年7月27日付「長万部村沖合ニ於テ取獲通知ノ鯨虻田村前浜デ礼文花並ニ虻田村民デ切断分配ノ件」『郡区役所往復編冊 乙ノ部 明治十八年 自七月至十二月』旧札幌旧勸業課水産係（簿書：9408件6）

めて困難であり、自ら語ることもないため、当事者の意識の様態を知ることさえ不可能に近い。研究者の記述の外で、アイヌ民族の歴史に連なる多様な意識を持った人々が言語化されない複雑さを抱えながら、現実と同じ空間を生きてきた様々なケースへの想像力が求められている。

研究者が記述し、博物館が展示してきたアイヌ民族の「伝統文化」が多様性を大幅に切り落としたうえで構成されたものに過ぎないことを意識することは、文化の「喪失」や「同化」という極端な単純化を脱し、さらに外部が思い描き、当事者が内面化させられてきた像と今日の現実との間隙を狭める、一つの契機となり得るだろう。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、会田理人、小川正人、奥田統己、谷本晃久、八幡巴絵、三浦泰之、山崎幸治、山田伸一の諸氏・諸先生より多大なご教示を賜ったほか、資料所蔵機関の飯岡郁穂（旭川市博物館）、奥野進・大矢京右（函館市教育員会）、加藤克（北海道大学北方生物圏フィールド科学センター）、齋藤玲子（国立民族学博物館）、品川欣也・飯田茂雄（東京国立博物館）の諸氏、北海道立文書館の皆様から多大なご協力を賜りました。特に、引用した新聞記事の大部分は山田伸一氏と小川正人氏の情報提供によることを明記し、末筆ながら記して感謝申し上げます。ただし、存在するだろう全ての誤りは筆者に帰する。

本研究はJSPS科研費JP18K12558「考古学的分析手法を導入した博物館収蔵アイヌ民具資料の基礎的研究」（研究代表者：大坂拓）、及びサントリー文化財団研究助成「北海道日本海沿岸地域のアイヌ民族が経験した19世紀—文献・モノ・絵画から近世・近代移行期のアイヌ社会を探る—」（研究代表者：小川正人）による成果の一部である。

引用文献

- 青山英幸 2004. 明治六年・七年・八年の「戸籍表」について—明治前期北海道における「家」の創出過程—, 北海道立文書館研究紀要 19:74-81.
- 秋葉 実編 1985. 戊午東西蝦夷山川地理取調日誌 上, 北海道出版企画センター.
- 秋葉 実編 1999. 校訂蝦夷日誌【一編】. 北海道出版企画センター.
- 浅倉有子 2010. 蝦夷地における漆器の流通と使途—椀(盃)・盃台・「台盃」—, 北海道・東北史研究 6:4-18.
- 石原真衣 2018. 沈黙を問う：「サイレント・アイヌ」というもうひとつの先住民問題. 北方人文研究 11:3-21.
- 榎森 進 2007. アイヌ民族の歴史, 草風館.
- 大蔵省 1885a. 開拓使事業報告第一編.

- 大蔵省 1885b. 開拓使事業報告第二編.
- 大蔵省 1885c. 開拓使事業報告第三編.
- 大蔵省 1885d. 開拓使事業報告第五編.
- 大蔵省 1885e. 開拓使事業報告附録布令類聚上編.
- 大坂 拓 2016. 北海道アイヌの儀礼用冠について—北海道大学植物園・博物館所蔵資料の検討—, 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 1: 23-42.
- 大坂 拓 2019. 浜益地域のアイヌ民具資料に関する基礎的検討—1930年代の研究動向と工芸家山下三五郎の活動—, 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 4: 1-24.
- 大矢京右・大野徹人 2013. 市立函館博物館所蔵「椎久コレクション」: 八雲アイヌの民族資料とアイヌ語音声, 北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 19: 33-73.
- 小川正人 1991. コタンへの「行幸」「行啓」とアイヌ教育, 日本の教育史学 34: 50-65.
- 小川正人 1997. 近代アイヌ教育制度史研究, 北海道大学出版会.
- 小川正人 2007. 「遊楽部学校」の歴史—1880~90年代のアイヌ学校に関する実態分析のこころみ—, 日本の教育史学 50: 19-31.
- 小川正人・山田伸一編 1998. アイヌ民族近代の記録, 草風館.
- 加藤規子 1980. 北海道三県一局時代の対アイヌ政策とその実情, 北大史学 20: 14-26.
- 加藤 克 2004. 札幌農学校所属博物館のアイヌ民族資料, 北大植物園研究紀要 4: 1-54.
- 加藤 克 2008. 北海道大学植物園所蔵アイヌ民族資料について: 歴史的背景を中心に, 北大植物園研究紀要 8: 35-91.
- 萱野 茂 1996. 萱野茂のアイヌ語辞典, 三省堂.
- 小杉 康 1997. 物質文化からの民族文化誌的再構成の試み—クリアルアイヌを例として—, 国立民族学博物館研究報告 21: 391-502.
- 河野本道選 1984. 第五巻 阿部正己編 三県時代旧土人教育史(アイヌ史資料集(第二期)), 北海道出版企画センター.
- 河野常吉他編 1987. 北海道殖民政況報文 後志国, 北海道出版企画センター.
- 小谷凱宣・佐々木利和・切替英雄・出利葉浩司・池田透・ハンス・ディーター・オイルシュレーガー 1993. アメリカ合衆国東部と中西部の主要アイヌコレクション. 在米アイヌ関係資料の民族学的研究, 文部省科学研究費補助金(1990~1992年度)国際学術研究(学術調査)研究成果報告書, 名古屋大学教養部.
- 古原敏弘・小川正人 2009. 長万部町教育委員会所蔵のアイヌ資料, 北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 15: 57-83.
- 佐々木利和 1997. 東京国立博物館のアイヌ民族資料(上)北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 3: 1-22.
- 佐々木利和 1998. 東京国立博物館のアイヌ民族資料(下)北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 4: 1-14.
- 財団法人北海道社会事業協会 1935. 北海道社会事業 42.
- 市立函館博物館 1979a. アイヌの狩猟用具そのほか 国指定重要民族文化財「アイヌの生活用具コレクション」整理報告書5.
- 市立函館博物館 1979b. 市立函館博物館蔵品目録-1民族資料篇.
- 高倉新一郎 1972. 新版アイヌ政策史, 三一書房.
- 高倉新一郎編 1978. 武四郎廻浦日記, 北海道出版企画センター.
- 高倉新一郎編 1982. 犀川会資料 第四号, 北海道出版企画センター.
- 瀧澤 正 2008. 明治初年におけるアイヌの昆布業—日高地方様似郡の例にみる—, 北大史学 48: 39-68.
- 瀧澤 正 2011. 明治初期開拓使の土地改革とアイヌの土地—お

- もに北海道地所規則第七条をめぐって一、北大史学 51: 1-28.
- 谷本晃久 2002. 第七章 近文アイヌと給与予定地、旭川市史編集会議編、新旭川市史第二巻・通史二、pp. 877-959.
- 谷本晃久 2003. IV アイヌの「自分稼」、菊池勇夫編、日本の時代史19 蝦夷島と北方世界、pp. 199-231.
- 谷本晃久 2010. 六 幕末・維新期の松前蝦夷地とアイヌ社会、講座明治維新1 世界史のなかの明治維新、pp. 160-190、有志社.
- 田村すず子 1996. アイヌ語沙流方言辞典、草風館.
- 鶴原美恵子 2005. 明治前期北海道における土地処分一文書の編纂と処分手続一、北海道立文書館研究紀要 20: 1-40.
- 徳川義親 1921. 熊狩の旅、清華書院.
- 名取武光 1934. アイヌ土俗品解説、ドルメン 3(4): 13-25. (1972. 名取武光著作集 I アイヌと考古学(一)、に再録).
- 名取武光 1939. アイヌの矢毒「アイコルチェップ」、ドルメン 5(6): 6-7. (1972. 名取武光著作集 I アイヌと考古学(一)、に再録)
- 名取武光 1940. 削箸・祖印・祖系・祖元及び主神祈より見たる沙流川筋のアイヌ、人類学雑誌 55(5): 203-229. (1974. 名取武光著作集 II アイヌと考古学(二)に再録).
- 名取武光 1972. アイヌの原始狩猟具(ハナレ)と其の地方相(補遺)、名取武光著作集 I アイヌと考古学(一)、pp. 180-201.
- 名取武光 1985. アイヌの花矢と有翼酒箸、六興出版.
- 函館区役所 1911. 函館区史.
- 濱口裕介 2017. 幕末期アイヌ風俗改変政策に関する地理的考察—後藤蔵吉『蝦夷日記』の検討を中心として—、札幌大学女子短期大学部紀要 64: 137-156.
- 麓 慎一 1988. 近世後期における和人の移住状況、北大文学部紀要 43-7: 1-31.
- 北海道開拓記念館 1981. 民族 I 北海道開拓記念館収蔵資料分類目録 1.
- 北海道開拓記念館 1998. 小倉・北海道観光物産興社・W・カーティスコレクション他資料目録 北海道開拓記念館一括資料目録第32集.
- 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園編 2008. 北大植物園資料目録 6 アイヌ民族資料.
- 北海道庁 1930. 明治天皇御巡幸記.
- 北海道庁学務部社会課 1936. 北海道旧土人概況.
- 北海道立アイヌ民族文化研究センター 2005. ビリカ会関係資料の調査研究(北海道立アイヌ民族文化研究センター調査研究報告書1).
- 松本あづさ 2019. 明治初年におけるアイヌ向け漆器の仕入れについて、アイヌの漆器に関する学際的研究、pp. 129-147. 北海道出版企画センター.
- 三浦泰之 2001. ウィーン万国博覧会と開拓使・北海道 北海道開拓記念館研究紀要 29: 177-206.
- 宮崎美恵子 1991. 北海道の地租創定関係文書とその利用について、北海道立文書館研究紀要 6: 49-82.
- 百瀬響・谷中章浩 2006. 1879年の独逸皇孫による北海道巡覧とアイヌ: 『函館新聞』による報道を中心に、年報いわみざわ: 初等教育・教師教育研究 27: 29-40.
- 山田伸一 2001. 開拓使による狩猟規制とアイヌ民族-毒矢猟の禁止を中心に、北海道開拓記念館研究紀要 29: 207-228.
- 山田伸一 2003. 「北海道旧土人保護法」による既所有地の所有権制限-第2条第3項の適用事例、北海道開拓記念館研究紀要 31: 99-110.
- 山田伸一 2008. 遊楽部川へのサケ種川法導入と地域住民、北海道開拓記念館研究紀要 36: 103-124.
- 山田伸一 2011. 近代北海道とアイヌ民族—狩猟規制と土地問題、北海道大学出版会.
- John Batchelor. The Ainu of Japan; The religion, superstitions, and general history of the hairy aborigines of Japan. (The Religious Tract Society, London. 1892). pp. 245-246.

図版出典

図1: 鈴木あすみ氏作成データに筆者加筆

図2~8: 筆者作成

Ainu Societies of the Oshima Peninsula and the Perspective of Folkcraft Article Material Collectors: Centered upon the Territory of Jurisdiction of the Former Hakodate Office of the Hokkaido Development Commission

OSAKA Taku

This study primarily examines regions of the Oshima Peninsula, located in southern Hokkaido, which were governed by the Hakodate Office of the Hokkaido Development Commission during the early Meiji period. As we classify the location of collection and composition of Ainu folkcraft articles by era, we further examine the 'bias' resulting from the material collection process through comparison to literary materials. We have found that at present, the 'Ainu folkcraft articles' in our museum collection, in terms of the materials collected in the latter half of the 19th century, only represents a limited aspect of a small portion of the Ainu people of that time.

Collected folkcraft article materials are ex-

tremely valuable sources of information regarding Ainu traditions such as hunting activities and rituals. However, even looking back as far as the latter half of the 19th century, attempting to reconstruct 'traditional culture' from these materials alone merely results in reproducing the limits introduced by the perspective of the original collectors, and falls short of reconstructing the realities of human lifestyles. By employing an essentialist perspective, we freely explore possibilities of the 'Ainu Culture' model as a historical dynamic from modern and recent collaborative research. Throughout this process, we must constantly reconsider assessments of these folkcraft materials.

